

### 3 平成30年第7回越知町議会定例会 会議録

平成30年9月7日 越知町議会（定例会）を越知町役場議場に招集された。

1. 開 議 日 平成30年9月12日（水） 開議第3日

2. 出席議員 （9人）

1 番 箭野 久美	2 番 森下 安志	3 番 小田 範博	4 番 武智 龍	5 番 市原 静子
6 番 高橋 丈一	8 番 寺村 晃幸	9 番 岡林 学	10 番 山橋 正男	

3. 欠席議員

7 番 西川 晃

4. 事務局職員出席者

事務局長 中内 利幸      書記 箭野 理佳

5. 説明のため出席した者

町 長	小田 保行	副町長	國貞 誠志	教育長	山中 弘孝	会計管理者	岡田 達也
総務課長	織田 誠	教育次長	谷岡 可唯	住民課長	井上 昌治	環境水道課長	岡田 敬親
税務課長	岡田 達也	産業課長	田村 幸三	企画課長	大原 範朗	危機管理課長	上田 和浩
建設課長	前田 桂藏	保健福祉課長	國貞 満				

## 6. 議事日程

## 第1 一般質問

## 第2 議案質疑（認定第1号～認定第10号、報告第4号～報告第5号）

## 第3 討論・採決

認定第 1号 平成29年度越知町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2号 平成29年度越知町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 3号 平成29年度越知町水道事業会計決算認定について

認定第 4号 平成29年度越知町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5号 平成29年度越知町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6号 平成29年度越知町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7号 平成29年度越知町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 8号 平成29年度越知町土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 9号 平成29年度越知町蚕糸資料館事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第10号 平成29年度越知町横倉山自然の森博物館事業特別会計歳入歳出決算認定について

## 第4 議案質疑（議案第50号～議案第61号）

## 第5 討論・採決

議案第50号 越知町課設置条例の一部を改正する条例について

議案第51号 越知町横倉山開発審議会条例の一部を改正する条例について

議案第52号 越知町お試し住宅条例の一部を改正する条例について

議案第53号 平成30年度越知町一般会計補正予算について

議案第54号 平成30年度越知町簡易水道事業特別会計補正予算について

議案第55号 平成30年度越知町水道事業会計補正予算について

- 議案第56号 平成30年度越知町下水道事業特別会計補正予算について  
議案第57号 平成30年度越知町国民健康保険事業特別会計補正予算について  
議案第58号 平成30年度越知町介護保険事業特別会計補正予算について  
議案第59号 平成30年度越知町後期高齢者医療特別会計補正予算について  
議案第60号 平成30年度越知町土地取得事業特別会計補正予算について  
議案第61号 平成30年度越知町横倉山自然の森博物館事業特別会計補正予算について

- 第6 発議第3号 県道18号の緊急改良についての要望書  
第7 議員派遣  
第8 委員会の閉会中の継続調査

開 議 午前 9時00分

議 長（寺 村 晃 幸 君）おはようございます。平成30年9月定例会開議3日目の応召御苦労さまです。

本日の出席議員は9人です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

答弁の訂正、行政報告の補足

議 長（寺 村 晃 幸 君）初めに、大原企画課長より、会議2日目の岡林議員の一般質問に対する答弁の訂正の申し出がっております。また、小田町長より会議1日目の行政報告の補足をしたい旨の申し出がっております。ともにこれを許します。大原企画課長。

企画課長（大原 範朗 君）おはようございます。昨日の岡林議員の御質問の町内への経済効果の雇用の答弁の中で、日ノ瀬キャンプフィールドの正社員3名の方は全員越知町に住んでおりまして、越知町民の雇用となっておりますと言いましたが、正社員3名はスノーピークから来て、全員越知町に住んでいますに訂正させていただきます。言葉が足らず、正社員3名も越知町で雇用したような答弁となってしまいました。訂正しておわび申し上げます。

議 長（寺 村 晃 幸 君）小田町長。

町 長（小 田 保 行 君）おはようございます。私のほうから、昨日の行政報告の中で、司牡丹との提携の話で、よコジローをラベルにプリントしたお酒を9月中旬に記者発表、それから発売というお話をしましたが、昨日具体的に日が決まりましたので、この際正確な日をですね、お知らせしたいと思います。記者発表をですね、10月2日に司牡丹の社長とともにですね、するように決定をいたしました。なお、10月2日ですので、町民の方にもですね、いち早くお知らせしたいということもありまして、10月1日発行の広報にもですね、載せるようにしております。ですが、発表と、それから発売については10月2日からということになりますので、よろしく願いいたします。以上です。

#### 一 般 質 問

議 長（寺 村 晃 幸 君）本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。4番、武智龍議員の一般質問を許します。なお、本人からの申し出のパワーポイントの使用を認めます。4番、武智龍議員。

4 番（武 智 龍 君）おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行わせていただきます。

まず、今回大きく3つ通告をさせていただいておりますが、最初に通告順に従って、中山間対策について町長及び関係課長にお話をお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。まず、質問が幾つかに分かれておりますが、通告の（1）農地の管理についてですけど、中山間直接支払制度の活用範囲、そしてそれに未加入者及び未設置地域の現状、それから今後の農村環境維持についてお尋ねいたします。

まず、現実を共有するために、課長にお伺いしたいと思います。29年度の協定の参加組織は、これは町の資料に、地方創生の資料の中でですね、31組織で、農地面積は水田が101ヘクタール、そして畑が162ヘクタール、合計263ヘクタールとなっておりますが、対象地域全体に対する面積割合、合計でいいですが、どうなっているのかお伺いをいたします。

議 長（寺 村 晃 幸 君）田村産業課長。

産業課長（田村 幸三 君）おはようございます。武智議員に御答弁申し上げます。越知町の耕地面積は、平成29年度377ヘクタールとなっております。

これから対象地域外の約60ヘクタールを引きますと、約317ヘクタールとなります。中山間地域等直接支払制度の対象農地との面積割合は83%となっております。ちなみに、越知町の耕地面積で計算すると、69.8%となっております。以上でございます。

議 長（寺 村 晃 幸 君）4番、武智龍議員。

4 番（武 智 龍 君）町の面積が結構広い中ですね、中山間地域が大半を占めていると。それを中山間地域における所有者、特に所有者が管理をされていると、こういうことであろうと思いますが、この協定が設置されている地域の課題として、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中では中心となっているリーダーや参加者の高齢化が課題と、これは誰もが同じ認識だと思いましたが、というふうに明記されておりますが、この対象地域内の農家の参加率というのはどうなっているか、わかっておればお願いします。

議 長（寺 村 晃 幸 君）田村産業課長。

産業課長（田村 幸三 君）武智議員に御答弁申し上げます。中山間地域等直接支払制度の参加している人は、平成29年度537人となります。この制度では、農地の所有者もしくは耕作者という形になっておりますので、こちらの人数とさせていただいても構わないと思います。高知県の農林水産統計によると、越知町の農家数は460戸となっております。参加者数の数が多くなっておりますが、これは農地の所有者や耕作者が幾つかの地域で耕作等を行ったり土地を持っているためでございます。中山間地域等直接支払制度では、農地の賃貸借の状態などにより、所有者または耕作者にお支払いすることになっておりますので、このような結果となっております。また、参加率でございますが、中山間地域等直接支払制度でございますが、制度に参加した農地を耕作または耕作できる状態で管理することが交付条件となっております。途中で耕作できなくなっても、参加している協定参加者のほうが手伝いをして耕作できる状態にすることが条件となっております。参加率でございますが、そのようなことでございますので、参加率といえますか、達成率というのは、全員農地のほうを耕作できる状態、もしくは耕作している状態にしなければ交付金がおきませんので、100%という形でございます。以上でございます。

議 長（寺 村 晃 幸 君）4番、武智龍議員。

4 番（武 智 龍 君）重複というか、所有者だけやない人が参加してくれているということでありがたいとは思いますが、その今言われた農地としてと、それから農地でなくても保全の状態というか、やっている割合というのがわかっておりますか。わかっておれば……わかっておりませんか。じゃ、いいです。後で、この写真のように出てきますけど。

それで、次に移りますが、協定が設置されている地域の課題として、中心となっているリーダーや参加者の高齢化ということが課題として大きな点としてまとめられておりますが、それ以外で他にもこういう課題があるというのがあれば把握しておれば説明をお願いします。

議 長（寺 村 晃 幸 君）田村産業課長。

産業課長（田村 幸三 君）武智議員に御答弁申し上げます。把握している課題ですが、農業分野でいいますと、高齢化に関係しておりますが、やはり耕作

放棄地の問題や、農業の後継者や農地の借り手がないこと、ハード面で言いますと、農地の集積、基盤整備や圃場整備が進まないことがあります。ほかには、鳥獣被害や近年の雪の被害、大雨、日照りの繰り返し、高温障害など、異常気象による育成障害などがございます。以上でございます。

議長（寺村晃幸君）4番、武智龍議員。

4番（武智龍君）これが単独して、独立してあるわけじゃなくて、それぞれが関連しているという状態であろうと思います。今挙げていただいたので、今回はこの2番目に1番の放棄地、後継者の問題、今回は圃場整備は取り上げておりませんが、というのは後でもまた出てきます。鳥獣被害も出てきますので、非常に後の議論が進めやすくなったかなというふうに、共有できたかなと思います。御協力ありがとうございます。

今期の中山間地域直接支払制度の協定というのが平成27年度に始まっているというふうにお聞きしておりますが、30年6月、今年の6月の地方創生戦略の見直しの会議で、この協定の更新時期、つまり32年度にリーダーが高齢化のために不参加となりそうな地域については、廃止を避けるためにということだと思いますが、事前に協定の合併を進めて農地の保全を図りたいと、こういう今後の取り組みの説明があったように思います。そこでお尋ねしたいと思いますが、過去にも合併の事例というのはあったのか。また、31組織のどこもリーダーが高齢化をしているということはほぼ同じ条件だろうと思いますが、今後合併の可能性があるとある程度見通しを立ててのことか、その辺のお考えをお伺いいたします。

議長（寺村晃幸君）田村産業課長。

産業課長（田村幸三君）武智議員に御答弁申し上げます。まず、今期27年度にかわるに当たりましてですね、約5協定の協定がですね、次新たにしないという形で離脱といいますか、中山間直接支払制度に参加をしないことになりました。こちらのほうで理由というのを当然聞いてみますと、やはり高齢化、それとやはり、一番にありますのはですね、こちらのほうが農地を保全、もしくは耕作しない場合には返還をしなければならないという制度がございます。こちらが、今期新しくなるに当たりましてですね、ちょっと要件が緩和されまして、全体ではなくてですね、その部分、耕作しなかった部分のみ返還でも構わないというふうな形になりましたけれど、やはりほかの人に迷惑をかけたくないというふうな思いが皆さん強くですね、またリーダーになる方もですね、高齢という形もありまして、この形で離脱というふうな形になっております。また、今期におきましてですね、集落協定、集落間でですね、合体して、合併してですね、制度を使ってほしいというふうな説明もいたしましたけれど、やはりほかの人に迷惑をかけたくない。当然、耕作はしますけれど、もし何かあったときにはやはりほかの人に迷惑かけたくないという思いのほうがものすごく強くてですね、このような形で離脱というかですね、協定に参加しないというふうな形になっております。以上でございます。（「今後可能

性があると考えてのことか」の声あり）今後の合併の可能性でございますけれど、今回31協定という形になっております。31協定で平均年齢等を見ますと、やはりかなり高齢という形になっております。合併につきましてはですね、当然中山間の農地を守るため、この中山間直接支払制度というのはすばらしい制度と思いますので、合併、それからお互いに協力してですね、農地の保全を進めていただくようお願いをしていきたいと思っております。まだどちらが合併というか、やめるとかいう話の具体的な話まではいっておりませんので、今後地区の方々と協議をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（寺村晃幸君）4番、武智龍議員。

4番（武智龍君）ありがとうございます。なかなか現実をよく聞いて、現実にあったような理解をしているというふうに思います。じゃ、ちょっとスクリーンを見ていただきたいと思いますが、これはですね、大桐地区、田代です、具体的に言うたら。ちょっと余談になりますが、ある住民から清則さんがやりよったのはやれって言われたので、ちょっと名前も時々出てきますが、田代の地区の農地でございます。現在水田を耕作している方からお話を伺ったわけですが、今田村課長が言われたように、参加者が高齢になって自己管理ができないことで脱会したと。つまり、お金をもらっても管理ようせんので、迷惑かけるから脱会ということになったが、結局はその管理をされずにやぶになってしまった。そこで、その隣地で耕作しているこの人は、自分も体力が弱っているのに、他人の分まで草を刈ることができず、イノシシの隠れ家になっているということで、作物を荒らされて困っている。今さら農業をやめて町へ行くこともできんし、元気なうちはここで暮らしたいが、この荒れた隣地の草刈りなどを町のほうで支援してもらえんかのうと、こういう御相談を受けたわけでございます。このような状況をほかの地域の人たちともちょっと会う機会があつて話したら、そんなことは俺んくらあも前からありゆという人もおったし、この協定を結んでいない地域の方はそれが当たり前になっている状態で、それがしてもらえりゃあもうそれが一番えいがと、こういうふうな声でございました。つまり、今回の質問は1人の声じゃないよということでございますが、そこでですね、この本町の協定ができている組織の中には、今言われたリーダーだけでなくでですね、参加者全員が高齢化をして、この制度の目的の助け合い自体が難しくなっているのではないかと思います。中山間地域等直接支払制度には、協定参加者が活動などの継続が困難になった場合、活動を継続できる体制の構築にも活用できる。つまり、先ほど言われた合併もその1つだろうというふうに思いますが、今ここでちょっと合併が進んでいるところはあるかということをお聞きしようと思ったんですけど、ないということなのでですね、次に移りたいと思いますが、中山間地域の農村環境がここまで維持できているのは、今課長が言われたように、この中山間地域直接支払制度の効果が表れていることだろうというふうに、これがあつたから今でも守られているんじゃないかというふうに思いますが、が、高齢化と人口減少が

ここまで進むと、今後この制度のみでの対応というのが難しくなっているのではないかと。つまり、農家だけではなく、借り受けた人も含めてですよ。そういう農家だけではなく地域の全住民、あるいは出身者または移住者なんかも含めた取り組みが必要ではないかと思いますが、この点についてはどうお考えですか。

議 長（寺 村 晃 幸 君） 田村産業課長。

産業課長（田村 幸三 君） 武智議員に御答弁申し上げます。議員のおっしゃるとおりですね、1つの制度といいますか、農業部門だけで中山間地域を守っていくなり、事業を行うというのはかなり厳しい状態になってきていると思われま。総合的な考えで地域のほうを見守っていくなり支援をしていく形が今後必要ではないかと思われま。以上でございます。

議 長（寺 村 晃 幸 君） 4番、武智龍議員。

4 番（武 智 龍 君） 私と考えは同じ方向に向いているということですが、この質問に対する続きというのは後の質問とも関係してくると思いますので、また最後のほうで総合的に議論をさせていただきたいというふうに思います。

次に、農業後継者の確保について、町長に先にお尋ねしたいと思いますが、順番はそちらで変えてもいいですけど。まず、中山間地域の農家というのは、高齢化が進んで廃業、もうかなり廃業した人もいます。それから、もう廃業寸前の状況にあると思いますが、この後継者の確保はどのように考えておられるのか。新規就農制度というのは今までも議論してきましたが、中山間に絞ってどう考えておられるのか、町長のまず考えを先にお伺いしたいと思いますが、お願いできますか。

議 長（寺 村 晃 幸 君） 小田町長。

町 長（小 田 保 行 君） おはようございます。武智議員に御答弁申し上げます。後ほど詳細につきましては産業課長からですね、現状も踏まえて答弁してもらいますけども、後継者の確保、これ非常に難しいと考えております。まず、1点目は、純粋な後継者、農家で生まれ育ち、そしてそれを継ぐ後継者、これは中山間部よりもですね、やはり耕作しやすいところに後継者はおられます。山のほうについて、やはり農業よりもサラリーマンという形ですね、親も望んだ形で外へ出る方が多いという現状があります。それと、昔ですね、先輩から聞いた話で、例えば役場とか土・日が休みのところに就職すれば、土・日は家のことを手伝ってくれるろうということで役場に入ったという先輩の声を聞いたことがあります。かつてはそういう状況でありましたが、なかなか時代の変化とともにですね、山地の急傾斜地での農業というのは現実的に難しさがあって、それを日曜日、土曜日でも手伝うのも嫌ぞというようなことになってきておると思います。それで、これまで越知町の取り組みの中で、地域おこし協力隊



で農業を担う若手を町外からですね、来てもらってやっていただくということを1つやっております。そういったことを地道に続けていく必要がまずあるかと思います。それと、やはり農業がしやすい形、全ての不便な農地をですね、例えば軽トラは必ず入る農地をどんどんつくっていくということも、これもなかなか厳しい部分があります。しかし、やはり当人の希望するところ、耕作者、所有者の希望するところについてですね、手を入れていくことが必要であろうと思います。抜本的なことはなかなか険しい道りであろうかとは思っているのが実感であります。ただ、担当課でもですね、制度の活用も含めて、あるいは県に対して、国に対してこういう制度があったらいいという中山間の現状を訴えていくということは私自身もしておりますし、そのことにつきましては今後も続けていきたいと思っております。さわりで私の考え方というのをちょっとお話しさせていただきますけれども、続いて産業課長から答弁をさせますので、よろしく願いいたします。

議長（寺村晃幸君）4番、武智龍議員。

4番（武智龍君）なぜ先に町長にお伺いしたかという、中山間地にもうお金入れても仕方ないんじゃないかという考えを持っちゃったら、後の課長が答えにくいと思って今お聞きして、力を入れるということなので、それに乗って課長の答弁をいただきたいと思っておりますが、次にその課長にお尋ねをいたします。この中山間地域の有望作物として、1つがサンショウというのがあります。これは、軽いこととか、永年性であるので、ショウガなどのように労力がかからない。また、体にも負担がかからない。そして、人を雇用しても採算がとれるということで、中山間地域のその先ほど言われた高齢者の方も年金プラスアルファの収入として体力があるうちは続けていけるというのがこの作物を導入した目的であると思っておりますし、続けているのはそれが現実化しているということの証であろうと思っております。現在、このサンショウ栽培の農家数というのは、なかなか企業のことであって言うてくれませんが、私が調べた範囲を言いますとですね、ちょっとこの画像を見ていただきたいと思うんですけど、食用と薬用というふうにご利用されている生産者がありますが、あわせて約170戸の農家が栽培をしているというふうに捉えております。中でも、薬用のサンショウは、仁淀川地域アクションプランにも乗せられておってですね、栽培地域の拡大をするというふうに書かれてあります。ですが、現実には取引先の事情によってこれ以上の拡大はと、今とめられているようにもお聞きいたします。そこで、私が調べてわかる範囲の年齢をグラフにしてみました。見ていただいたようにですね、70歳以上の方が51%、半分を占めております。また、次の画像を見ていただきたいと思っておりますが、先ほどのグラフは今年の調べた人数です。こちらは、2015年の農業センサスから拾ったものをグラフにしたものですが、こちらでも70歳以上が46%とほぼ似たようなことをございます。つまり、中山間地であろうと、ちょっとここが、今町長が言われた平地の人が、若い人が入って来ますからちょっとは下がっておりますが、高齢化は同じです。販売農家は全部で345人です。そのうちの70歳以上が46%を占めているという

ことですね。ところが、最近廃業が相次いでおりまして、この夏にもお会いした生産者の5人の方から、来年はやめるか、もうえい続けんと。それから、最近聞いた話ですが、今年の春たまたまその近くを通ったときに苗木を立てておりました。ところが、この夏の暑さで体がこたえて、もうよう植えんので、この苗木をほかへ回してくれんか、引き取ってくれんかと、こういうふうなことを言われる人も出てきている状態であります。この2つのグラフの年齢構成からも想像できると思いますが、サンショウ以外の農家を加えると、今後は廃業する農家が加速度的に増える。つまり、年齢が高いということで加速度的に増えるのではないかと。つまり、こっから10年か15年間の間に急激に減ると。この今の状態じゃなくなりますよということが想像できると思います。そうなりますと、町全体に対する経済的な打撃も大きいと思います。その理由はまた後でお話をいたしますが、そこでこの本題、後継者育成の本題議論する前に産業課長にお尋ねいたしますが、サンショウのこの人たちが生産している販売額とか雇用効果というものは把握されているでしょうか、お伺いいたします。

議長（寺村晃幸君）田村産業課長。

産業課長（田村幸三君）武智議員に御答弁申し上げます。サンショウの販売額と雇用効果ということでございますが、サンショウの販売額ですが、企業間の決まりで単価公表はしないということになっているそうなので、販売額の提示はできません。雇用ですが、越知町の生薬のサンショウの栽培戸数は、平成29年度118戸となっています。栽培面積によるサンショウをとる人の雇用人員が面積によって変わってくると思われま。話に聞きますと、多い人は土・日に10人雇うという農家もいるそうでございます。聞き取りをしますと、平均7名か8名ぐらいではないかということでございます。期間につきましても7月から8月の2カ月で、雨の日を除き、日当も約8,000円ぐらいではないかということでございます。全体の雇用効果につきましては不確定なものばかりでございますので、先ほどの数値で考えていただければありがたいと思います。以上でございます。

議長（寺村晃幸君）4番、武智龍議員。

4番（武智龍君）ありがとうございます。個人には言うてくれんけど、公的なところには企業も言うかなと思うたら、言うには言うたかもしれんけど、公表するなということだろうと思います。その金額について、私も一応聞きましたが、スクリーンには余り具体的には映すことができませんので控えておりますが、私がお聞きしたところですね、食用のサンショウ生産農家1戸当たりの平均売り上げというものはじいた結果ですよ。平均売り上げが年間大体200万円強ではないかと、こういうふうにはじかれております。薬用は価格が違うと思いますので、なかなか今言われたように言ってくれないから計算はできませんが、聞き取りから判断をしますとですね、町内全体のサンショウ販売額というものが金額ペー

スで4億円前後になるのではないかというふうに農家の人たちからの声を総合すると思われます。そこで、雇用効果も大きいと思ひます。今、全体の数字は課長は言われませんでした、複数の農家にお聞きすると、実のでき、不できの年があるので、それを平均すると収入の半分近くが人件費に回っているだろうというふうに言われますので、人件費として動いてお金約2億円、これを日当、私もこれ8,000円と聞いたので、課長と同じ金額ですが、8,000円が平均みたいですが、それですればですね、町内全体で延べ約2万5,000人の雇用効果を生み出しているということになります。また、このサンショウ生産者の半分が70歳以上でございますので、高齢農家が販売額の半分を稼ぎだして、そして雇用の半分の1万2,500人という雇用を高齢農家が貢献してくれておると、こういうことが考えられると思ひます。その高齢の農家が生産を放棄したら、この半分の農地がやぶになります。そして、獣害など、残った若い人たちの生産者に支障が出ます。さらには、消費が落ち込みます。当然、年金の倍ぐらいの収入が入ってますので、収入が落ち込みます。そして、雇用はなくなりますから、地域経済へも大きな打撃となるだろうと思ひます。農業後継者探しは、最緊急課題ではないかと思ひます。そこで産業課長にお伺いをいたします、このサンショウなどの有望作物や農地が引き継がれることで、農業だけでなく地域の存続や経済も発展できますが、その後継者の育成とか後継者探し、具体的にどのようにされておられるのかお伺いをいたします。

議 長（寺 村 晃 幸 君） 田村産業課長。

産業課長（田村 幸三 君） 武智議員に御答弁申し上げます。現在、生産団体と担い手確保や後継者探しの話し合ひは行っております。団体の規約で、今まで他人に譲ったりとかですね、貸したりについて制限がありましたが、後継者の減少が問題となり、制限の緩和が今年から行われております。これにより継承者を増やすことが目的でございます。また、地区ごとに生産者の年齢を集計し、今後の生産計画のデータとして活用しようとしております。町では、薬草や農業の地域おこし協力隊を募集し、現在2名が活動しております。そのうち1名がサンショウやダイダイの栽培に興味を持ち、将来の就農に向けて準備を始めております。ほかには、都市部での移住・定住相談会でのサンショウの紹介や、就農相談会でも県と連携をし、薬用作物などに興味のある人に越知町を紹介してもらっております。以上でございます。

議 長（寺 村 晃 幸 君） 4番、武智龍議員。

4 番（武 智 龍 君） ある程度その努力をしているというところは伺われましたが、また後で具体的にもお伺ひしたいと思ひますけど。それ以外にもですね、最近、昔からですねこれは、生産者の総会とか、今言われた、などには担当職員が出席するということは以前から行われておりますが、最近、町長の命令かどうか、地域行事にも職員が手分けをして参加して、地域の人たちとの人間関係づくりというのでございます。これは非常に

いいことだというふうに思いますが、中には酒席、お酒が出る席が多いというふうに思いますが、そこで聞いたり話したりしたという事柄が、時としてその場限りの会話になったり、それから忘れてしまうことが多いのであろうと思います。その後、きのうの飲み会でこんなことを聞いたが、あれについてもうちょっと詳しく聞かせてくれませんかと追っかけていけばですね、それはまた振り返っていけば、それはまた実りがあると思いますが、そこでそういう会合でせっかく築いた人間関係を生かして、もっと積極的に農家へ出向いてじっくり話を聞く。この話を聞く内容がポイントなんですけど、ことが重要だと思いますが、そのような場とか、そういう機会はつくっているのか、そのつくったものを記録として持って帰ってその次の政策立案のときにそれが生かされているのか、この点についてお伺いいたします。

議長（寺村晃幸君）田村産業課長。

産業課長（田村幸三君）武智議員に御答弁申し上げます。まず、農家とかですね、集落にお伺いしてですね、農家さんの現状とか問題事をお聞きするというふうな機会は今までございませんでした。これから考えていきたいと思っております。そのかわりというわけではありませんが、生産団体とかですね、そのような会合には参加をしてですね、その会の中で皆さんの御意見のほうを聞いている状況でございます。以上です。

議長（寺村晃幸君）4番、武智龍議員。

4番（武智龍君）ありがとうございます。それが時間の効率というのも考えれば、人も多く集まっているし、聞く機会は多いとは思いますが、やはり私の体験からいくと、暑いけ上がってこいやと言うていろいろ話しし、二、三十分しゆと実はにやあと、こういうところから本当の話が聞こえてくるという体験がありますので、ぜひこれからそれ行くようにしたいというお話でしたので、行ってみてください。

それでは、次の質問に移りたいと思いますが、続きですけど、多くの農業経営者というのは、町長が先ほど言われたように、自分の子どもに継がせるということが前提になっている、そういう考えが前提にあると思います。ということは、事業としてではなく、財産の相続という考え方が支配をしている、それが受け継がれていると思いますが、中には実際は苦勞するので子どもには継がせたくない、そういう苦勞する農地を持っている。つまり、斜面の多い農地とか狭い農地というのがあるとも思います。それはあると思います。それで、後継者づくりは諦めているという経営者もおおと思いますが、こうした中でですね、子どもとの間にミスマッチが生じているということがあると思います。嫌々ながらおやじの後で名前だけ入れたということで、結果は放棄してしまうということです。それが後継者になってない。農業の後継者になってない。農地の後継者にはなったかもしれんが、農業の後継者になってないというふうに思います。でも、農家の中にはですね、相続という考えとは別に、農業という事業を他人でもいいから受け継いでもらいたいと。受け継いでくれる人おったら譲ってもいい、貸してもいいという農家もおります。あるサン

シヨウ農家の話ですが、やり方によっては子育て中の人でも生活できるよと、こういうふうに言っておられます。今の経営者が廃業する前に事業承継というものができれば、初年度から収穫できるし、取引先も決まっていますので、先ほど課長は承継も可能になったと。団体がですね、後を受けてもいいというふうに緩和されたというふうな話もありましたが、取引先も決まっているので収入も得られやすいから、新規就農に比べて初期投資が抑えられて定着しやすいのではないかと思います。そこで、町長にお尋ねしたいと思いますが、中山間の農業を守るということは、農村自体を守るということに直結している。こういう考えを前提にお話をさせていただきますけど、この事業承継の有無、または農家の意向をしっかりと聞くことというのが重要と思いますが、これから聞きたいと今課長が言っておりましたけど、町としてそういうことをもうちょっと重点に時間を置いてやれというような考えをお持ちかどうか、町長の考えをお聞きしたいと思います。

議長（寺村晃幸君）小田町長。

町長（小田保行君）武智議員に御答弁申し上げます。町内全部見まわしたときに、中山間地域であってもですね、後継者、30代、40代がIターンをして戻って農業を継いでおるところもあります。その中で、作物はそれぞれ違った作物をつくっておるかもしれません。サンシヨウとかは栽培しないのかもしれませんが、農業を山間部ですということは、集落にまず近いところで住みやすいということがありますので、集落の維持には役立っていくと思います。財産と、それから農業、事業としての継承を別個と考えるのであればですね、やはり家族以外に後をお願いするということは、過去にもですね、子どもさんがいない農家にあっては誰か跡を継いでくれる人おらんろうかというような話も聞いたことがあります。いろんなところで、私自身出かける機会が多いですので、農家の方とお話しする機会もあります。ただ、やり方によってはというお話が先ほどありましたが、確かに急斜面での農業ということについて、それをやってみようという人たちが現実的にですね、現状でいるか、いないかということがまず大きいと思うんですが、そういった話がある意味PRしていく。サンシヨウ自体はですね、和歌山県が一大産地ということは聞いておりますけども、越知町のサンシヨウが高知県では一番生産高が多くてですよね、食用であれば日本で一番最初に出荷するというようなある意味特産品であると食用は思います。そういった魅力がある程度というか、今まで以上にですね、PRすることによって、その農業の魅力というものを情報発信するということも必要でないかと思います。その上で、他人であってもこの農業を継いでもらえんろうかというお話がマッチすればですね、議員がおっしゃるようなことが現実的に起こり得ると思います。ただし、やはり今の若い方、そんなにたくさんの方がですね、厳しい環境で農業をやりたいと思う人は総体的には少ないと思います。しかし、やはり魅力的な農業と感じるところがあれば、自然豊かなところに住んで農業をやりたいという方もおいでるはずだと思います。それが1つ、地域おこし協力隊の例にあるかと思いますが、議員のおっしゃられることに

については私も同様に考えます。少し生産団体と、それから生産者と、どういった方法ができるのか、いいのか、そこら辺を具体的にできるようにするにはどうしたらいいのかということにつきまして、農業委員会も含めですね、協議をする中で進めていければと思います。以上でございます。

議長（寺村晃幸君）4番、武智龍議員。

- 4番（武智龍君）今までそういう具体的な中山間地域の農業のよさ、魅力というもののPRが足りなかったという裏づけであろうと。そういう認識に立って今言われたと思います。課長も先ほど就農相談会とか東京の移住者フェアなんかでは、サンショウウウのPRはしゆと言いましたけど、PRの仕方がどういうふうになっているか、こんなに子育てやっている人がいますよとか、ベンツを買ってますとか、そんな話も、長野県の川上村というところではレタスをつくって外車に乗りゆというので東京から嫁が殺到していると、こういう話もありますので、PRの仕方もあるだろうと思いますので、せっかくPRのできる協力隊もいますので、その人にここに着目をしてもらうということは大事じゃないかというふうに思います。それから、町長が今言われた生産団体と生産者の間にはちょっと考え方のギャップもありますので、生産者がこんなにしてもらうたらえいのにと思っても、生産団体の執行部はそこまではというふうに押さえていることもあるみたいですので、その辺にも事情をよく聞いてですね、中間に入って、逆にこういうことはできませんかという農家の代弁をする。または、農家に対して組合の目的をちゃんと伝えると、こういうことも大事であろうと思います。そこでは今言われた農業委員会というものがおりますので、一応農家に近いのは農業委員会の農業委員さんであろうと思います。そこでお尋ねしますが、新聞報道によりますとですね、御存じのように、2019年からは東京圏の若者が地方に移住して起業した場合には、国が最高300万円の補助金を出すということがこの間ありました。内閣府が発表しているようですが、今回国会を通らなければ出ませんが、通ってから、人が成功してから事例を見てやるようではもう遅いので言っていますけど、2年前に着任した8人の協力隊がいると思いますが、2年前か3年前かな。が、3年の期限を全うする前に、そのうちの4人が途中で離任されたということがあります。でもですね、今町長もちょっとマイナストークを言われたので気になってはおりますが、若くても独立を目指す人というのは、新しい事業を展開を考えている人もいます。現に、御存じのように、仁淀川町の岸本憲明さんという方は孫ターンですよ。おじいさんがやりよった茶畑に来て始めて、今10年超したと思いますが、初年度の年収は80万円、去年発表した金額は30倍の売り上げになっているというふうにお伺いしております。そういう新しい事業展開というものを考えていますので、こちらの今の持ち主が思っているようなことそのままということはないと思います。池川のコンニャクさんもそうですよ。あそこも、協力隊の人が来て今コンニャク生産組合の組合長を引き継がれましたが、前の組合長は開発した取引先がたくさんあるのに、今の組合長はそこへ卸しに行ってくれんと、こういうふうに言われましたけど、逆にその人は別の行き方でコンニャクで引き

継いで今コンニャクカフェをオープンするようにはしておりますが、それでも若い人がそこに定着してくれることによってお客さんも来、また周囲の注目も集まって元気もいただいてというふうな副次的な効果、2次的な効果というのも生まれていると思います。この地域おこし協力隊ですけど、国も全体枠を増やしたと思います。そこで、その募集の仕方を観光とか農業と、こういうふうな抽象的なミッションではなくてですね、例えば中山間地域でサンショウの栽培農家の後継者になりませんか、こういうふうな具体的なPRをすることでですね、独立したいという人がおれば、相手が明確になるので、反応もあるんじゃないかと。なければまた方法を変えればいいわけですが、こういうふうはこの具体的なメニューを示して募集することでミスマッチを防いだり、後継者の確保につながるのではないかと思います。こうした、サンショウだけに限りません。今からはダイダイもまだ2万本ぐらい増やして構んと、こんなことも聞いておりますので、そういうふうな品目を絞った、協力隊の絞ったやり方、それから生活パターンの提案というのもあるかと思います。カフェをやりながらしませんとか、そういうふうな魅力あるPRの仕方をした協力隊、あるいはまた移住者の募集ということをやってはどうかと思いますが、この点についてどうお考えですか。

議長（寺村晃幸君）田村産業課長。

産業課長（田村幸三君）武智議員に御答弁申し上げます。起業者に向けての支援というのは大変町としてもうれしいことと思っております。特に、中山間の農業後継者等にいろいろな制度が使えるようになるのは大変ありがたいことと思っております。その中で、議員さんのお話でもございました提案してサンショウをつくるのを募集というふうな話でございますが、以前に高知県のほうでやっております地域の提案型というやつで、農業次世代型の準備型のほうで産地提案型というのがございまして、越知町のほうでも以前サンショウについてですね、勉強してですね、農家になってくださいというふうな産地提案型を出したことがございます。出しましたが、なかなか募集の方がいないという形でもございましたので、方法を変えてまして、協力隊で募集をしてみようという形になりました。協力隊のほうで薬草をつくる協力隊というふうな形の農業をしてもらおう協力隊という形で今回募集をして、今2名の方がやっけていただいております。この協力隊を使ってですね、農業をやるというのは県内でも初めての事例のようでございます。まず農業という形でですね、入っていただきまして、それから自分のやりたい農業、自分に合う農業を探してもらおうというふうな形で今回農業という大きなくりで募集をしたところでもございますが、今回これをもとにですね、いろいろまたやられている協力隊の話も聞きまして、先ほど言うような種目を絞った形とかですね、そんなやつがいいのかというのをですね、協力隊と話し合いをしながらですね、今後考えていきたいと思っております。以上でございます。

議長（寺村晃幸君）4番、武智龍議員。

4 番(武智龍君)ぜひ進めていただきたいと思います。そのときにですね、企画課が今調査した空き家もありますし、それから、空き家を改装して起業された人もいますし、越知町だけを例にとることはないと思いますので、中山間地域はもう県内一緒ですから、協力し合ってますね、こういう生活ができます。結構売れた本の中に「半農半X」という本がありますよね。ああいう風に農業をしながらカフェをやるとか、あるいは観光ガイドをやるとか、そういうふうな田舎暮らしの魅力、都会の人が求めているニーズに飛び込んでいく、入っていけるようなPRの仕方を研究してもらいたい。それには、地元の人にはなかなか気づかないので、今言われた今回2人来た人がまだ成功まではいってないかもしれませんが、その人たちも随時来てみてどうやったとかいうような変化も2人の協力を得てですね、2人が今度は営業マンになってもらったらいいと思いますので、ぜひ必死でやってもらいたいと、これ思います。私はね、こういう考えを持っていますが、皆同じだろうと思いますけど、人口の数というのは町や地域を活性化する力というふうに思います。これは、東京一極集中が日本の地方の衰退の原因になっているということを国も認識してですね、今地方へ人を送るということをやっておりますが、この町内でも同じで、市街地にだけに集中しても中山間地域までその人たちの力は及ばないという現実がありますので、逆に中山間地域に子持ちの若者などが定着、先ほど言われた農家のようにですよ、子育て中の人でもできるとなればですね、非常に教育環境もいいですよというようなPRも一緒に含めてですよ、中山間地域に若者が定着すると町全体が活性化するのではないかとこのように思います。荒廃農地になってからの再生というのは、これは不可能に近いと思います。余分な労力も要りますので、今の状態を引き継ぐということが非常にベストであろうと思います。この質問の最後になりますが、以前、副町長もされたサンショウ組合の組合長はですね、先日、町はもっと農業後継者育成に力を入れないと、5年後には大変なことになるぞと、こういうふうに言っておられました。この点を申し添えて、真正面からこの後継者確保に、育成というよりも確保ですよ。もう育成じゃ間に合わん。後継者確保に取り組んでいただくよう重ねて提案をしたいと思いますが、この点について一言、町長か課長でもいいですが、コメントをお願いします。

議長(寺村晃幸君)小田町長。

町長(小田保行君)中山間対策について、最後ということですので、私のほうからお答えをしたいと思います。確保ということがまず大事だとは思っております。育成は遅いと言いますが、10年、20年、30年といった中で、5年でおらんなるという現実があるとすれば、5年以内に確保しなければならぬ。それは短期的な目標だと思います。しかし、この中山間が10年、20年、30年続いていくとなるとですね、さらにもう少し深く考えたことも必要だと思います。先ほど議員が言われました、私がちょっとマイナスな言い方をしたというお話でしたが、決して頭の中心でマイナスなことを考えるよりもですね、足りなかったとか、できてないとかっていう言葉は基本的に余り好きではなくてですね、当然あると思



います。しかし、何ができるかということ職員とともに考えていっておりますので、今日お話しいただいたこの中山間対策については、いろいろと御意見もいただきましたので、既に取りかかっているものもありますけれども、厳しさを感じながらやっております。また、いろいろこういった方法がいいということがあればですね、また御提言もいただければと思います。今後におきましてですね、国から見たら高知県、四国は地方にありますけれども、越知町で見るとこの市街地がいわば東京であって、周辺部がですね、地方と。縮図なのかもしれませんが、余りそういう考え方はしたくないです。どちらかという、やはり同じテーブルに乗ってですね、それぞれが自分ができることを仕事にしていけるような町づくりというものが一番大事だと思います。行政としてできることはやっていきますし、ちょっと時間もかかりそうなことにつきましては十分精査して協議の上進めてまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

議長（寺村晃幸君）4番、武智龍議員。

4番（武智龍君）今回は、ああいう人口構成表を見て、あれをもとにした御提案をさせていただきました。当然、教育長もやってくれているように、小学校の体験農業とかですね、中学生のヒューマンとやっている、ああいう……（「協働の森」の声あり）協働の森ですか、そういう活動事業というふうなものもありますし、またほかにもまだやっておられますので、そういう基本的な楽しんでもらうところからのプロセスというのは、これ当然のことではありますが、ぜひ続けていただきたいと思います。

この質問でこんなに時間とりましたので、あとちょっと短めにいきたいと思いますが、次に集落維持について町長にお尋ねをいたします。この種の質問とか提案はですね、今回で6回目になると思います。今回の質問の趣旨は、山間地域には世帯数が激減をして集落の維持自体が困難になっていますが、住民が安心して暮らすために、新たな取り組みが必要ではないですかということでもあります。先にこれについての町長の考えをお聞きして、また議論を進めたいと思います。

議長（寺村晃幸君）小田町長。

町長（小田保行君）武智議員にお答えいたします。この（3）集落維持も含んで最後かと思ってましたので、ちょっと頭が今リセットされたところで申しわけありません。集落維持につきましては、今、一番私が考えていることについてはですね、何かのときにですね、例えば災害時であるとか、命にかかわるとかですね、そういった部分についてどうするかということが、最近災害も多い現状がありますので、そこが重要なことだと思っております。それと、一方でやはり今日お話いただいたですね、高齢化によってこれまでできてきたことができないということがあろうかと思っております。それで、集落支援員という制度を使ってですね、いまひとつ大桐地区に1人、それから野老山地区に1人配置をさせてもらっております。

このことが、すぐにですね、集落維持に特効薬のように効くということは、部分的にあるかもしれませんが。しかし、やはりもともと住んでいる方たち、それぞれのニーズがあり、考え方もありますので、集落支援員だけでは難しいかもしれません。ただ、私が感じてますのは、少なくなった集落であってもですね、高齢化率100%のところもあります。その中で支え合う仕組みですね、近所同士が連絡をとり合うとかいうこともあっておりますけども、ただし十分できない状況があっておるのも事実であります。以前、庭の木が大きくなって家にかかってくるとかですね、家のちょこつとしたことをよう直さんというような状況があるということで、これたしか武智議員からの御提案やったかと思っておりますけども、それで制度化した部分もあります。そういったこともこれまでやってきておりますけども、今後においてはですね、集落支援員をもう少しふやしていきたいということが1つあります。それから、集落活動センターがですね、横畠にできて、形がもうすぐできます。そういったものもですね、1つのモデルケースとして広げてまいりたいと思っておりますが、ただし越知町につきましては集落が点在しているところがありますので、そこを1つのエリアとして、くくるにしても余りにも離れ過ぎておるといところもありますので、そこが1つ難題だなと思っておるところであります。今、模索しながらやっておるところでありますので、今後においてはですね、まず直近でできることはやっていく。その上で長期的にその集落をどうするのか。これは、住んでおる方の考えもあるかと思っておりますので、その辺も踏まえてですね、多面的に取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

議長(寺村晃幸君) 4番、武智龍議員。

4番(武智龍君) ありがとうございます。町長も同じ考えをしてくれているので、後の議論が進めやすいかと思っておりますが、スクリーンをまた見ていただきたいと思っておりますけど、これはですね、本町にある62集落の中で人口が1けた台の集落というのが見てみると6集落あります。この人たちは、ほとんどがもう70、80以上、年齢は分けて書いておりませんが、以上なんです。現実にはその集落に足を運んでみましたらですね、このグラフにもあるように、実際住んでいる人、住民票との違いがありますね。住民票より少ない。それから、住んではいますけど、住民票がここにはないので、いつ帰るか分からんというのがあります。その人は入れておりませんが、ほとんどが高齢で体が不自由なために、台風接近時には不安で眠れないとかですね、草刈りとか神社、草刈りというのは農地へ行く道とか生活道のことも含めてですけど、とか神社の維持などができないというふうなことをお伺いします。しかし、この6つの集落にも当然区長さんがいます。女性のひとり暮らしが不安な区長さんは、ふだんは町外の子どもの家に身を寄せています。それから、高齢であつたりとか、車の運転ができないために、役場から通知が来る会議などに出るのは非常に負担だということも言われております。ある区長さんはですね、これまでに2回担当課に出向いて、誰に会ったかはお聞きしてませんが、こ

の旨をお話しして、区長を続けるのは限界だから、かわりの人もいないし、手当は要らないので区長を外してもらいたいということを言いに行ったけど、役場の人は区がなくなったら困るので続けてほしいと言われて、その相談を受け取ってもらえなかったと、こういうふうな言い方をされておりました。私はそれを受けとめて、はい、そうかね、そんならやめましょうというわけには当然いきませんが、せつかく遠くから出向いてきてくれたので、なぜこうもう少し親身になってその訴えの中身を聞かれなかったのかということをおもいました。

早めるために、ここでコメントをいただこうかと思いましたが、次へ移ります。これはですね、私が今までにいろんな区長さんたちからお聞きした意見、区長さんをやった経験者もおりますが、意見をまとめたものでございます。まず、区長さんが負担になっていること何かということですが、区長手当が出ていても、できないことはできんと。できないこともあるということですね。それから、広報配り、これは世帯数が少ないところは別に問題ではないですが、坂道があったり、その区長さんや班長さんが足が悪くて坂道を歩けないと。これは、さっきの6つの区だけには限りません。それから、隣との合併も考えられたり、そんな話もありますが、それを受ける区長はおらんと、こういうわけですね。それから、最後はですね、今の区長制度そのものを見直してほしいと、こういうふうな御意見をいただいたわけでございます。区長連合会の役員さんによると、先ほどの区長さんのように、今お話しした区長さんのように考えている人はほかにもいるし、今後も増えるということで、放置することはできないということで、この役員さんも区長制度そのものを見直すべきだと言われておりますが、担当課長の考えをお伺いします。

議長（寺村晃幸君）織田総務課長。

総務課長（織田誠君）おはようございます。武智議員に御答弁申し上げます。先ほどからの区長さんのお話も、確かにやめたいとかいうお話は聞いております。そのときにも、中身を正直そのまま突っぱねたというようなことはありません。話は聞いております。ただ、今現状といたしまして、各地区のほうでそういうことでやっていますので、何とかそのまま現状はお願いしたいということで、一応そこはお話はさせていただいております。このスクリーンに出ているような区長さんのそれぞれの困り事に関しては、こういった意見も聞いております。区長をそうしたら簡単に地区まとめて、その上に新たな区長とか合併とかいうようなことをすぐ、いろんな地区もありますので、なかなかそこまで今すぐどうというところまではできてないのが現状でございます。今度の9月にあります秋期総会では、こういったことも含めて区長さんからの意見を聞こうとは考えておりますし、町としましても先ほどから出てます集落のいろんな今までできてきたことができなかったことに対してのことに對して、当然いろいろ検討はしていかないかとは考えておりますので、その中で地区の今区長さんという役割が荷が重いというところもいろいろ話も聞いております。高齢化でできないとか、配るのがなかなか大変とか、いろいろそこは聞いておりますので、その集落支援員、そういった方、それからそれが

代わりにできる方、そういった方、いろんところでそういう人とかの協力も得ながらそういった地域を支える仕組みというものを考えていきたいと思っております。現状で今具体的にこうこうというところまではまだありませんが、まず区長さんからの意見ももっと具体的に聞き、そういったものを検討していきたいと考えております。以上でございます。

議長（寺村晃幸君）4番、武智龍議員。

4番（武智龍君）聞くことは聞いたということですが、なかなかその苦慮している状況もわかります。わかりますがですね、まだ区長さんの中には言葉にできない負担もあるというふうに、これは推察をいたしました。まず、区長会とかの各種会合へ行くこと自体がなかなか負担だと。そこへ行ったら、いろんなことしてくれ、頼まれ事がふえるということがあると思います。それから、寄附金などの集めることは2軒か3軒やけそんな難しいことないが、次の表を見ていただけますか。これね、産業祭の広報から見たんですけど、先ほどの区のところの金額は、こういう善意の金額を集めて産業祭を盛り上げないかんと思うて、ここには善意の気持ちがあります。ところがですね、届けるための交通費、これは自前ですよ。例えば、200円の寄附を集めるのに片道500円のバスを使って役場へ来ないかん。これは、どういうふうになっているか仕組みはわかりませんが、こういうことがあるんじゃないかな。往復1,000円です。これだけを持っていきやせんと思いますので、ほかの買い物とか病院へ行くとか薬もらうとかあると思いますが、こういうことも推察をせにゃいかんじゃないかなというふうに思います。先ほど、町長から集落活動センターで今後も横島の例を成功させて広めたいというか、それをもとに考えてみたいというふうなお話もありました。私自身もですね、これまでにこの集活センターの制度、あるいは目的、それから支援内容というのは結構勉強させていただいて、先進事例も10カ所ぐらい行って現場のお話をお伺いしております。大変私は、これは集落の再編といいますか、今まで過去5回の質問でもお話ししたように、非常に有効な手段であろうと思います。総合戦略では、横島と野老山というふうにお聞きをしておりますが、私はこの今紹介したような集落こそ、この集落活動センターの制度を活用することが課題解決につながるのではないかと。織田総務課長が具体的な言葉に言わなかったですけど、それを受けて言うならこれ以外にないのではないかとというぐらい私は思っております。なぜならですね、参考までに梶原町の例を前にもお話ししたと思いますが、梶原町は区制度というのがあります。6つの区に57の集落をまとめてあります。その6つの区で全て集落活動センターを立ち上げています。皆さん知っているあのジビエカーというのもその集落センターのために買ったものでありますし、そこでとってきたイノシシの肉を料るための加工施設もそこへつくった。そういうことができるわけですね。あそこの先ほど紹介した6つの集落でそれができるかというのは、それは言うておりませんが、そういうつもりはないですが、梶原は明治時代から続く区制度が形骸化しておったところがあるので、その区制度の活性化を図るという目

的にもあったようにお伺いしました。そこで、この集落活動センター、ちょっと簡単に振り返ってみたいと思いますが、集落活動センターには支え合い活動と経済的な活動と、そしてこの2つの活動を側面から支える人的支援という、この3つで成り立っていると思います。この県の資料によりますと、例えば道や農地の草刈りというのが先ほど言った、産業課長が言った中山間地域直接支払制度ではメンバーしか対象にならないわけですが、集落活動センターを立ち上げたらこの地域住民全体が参加できるというふうなお話をお伺いしております。そして、耕作放棄地の活用も可能。例えば、ヒューマンライフが進めるダイダイの栽培というのはかなりの本数は栽培が可能であります。これが実現すれば、本町の特産品にまたサンショウプラスダイダイというのが出てくるとは思います。この売り上げを集活センターの収入源になるように、全部じゃないですよ。仕組みにすれば、それを原資として支え合いの活動もやりやすくなるのではないかと思います。また、その支え合いの方法として、シェアハウスとして空き家の借上げとか新設が可能と聞きますので、そこを集落支援員などの活動拠点にすればですね、台風のときなどに避難所として不安なら今晚泊まりに来いやと、こういう感じで気楽に使えるのではないかなという思いがしましたので、先日、県庁にですね、今言ったようなことが集活センターの制度を使ってできますかとお尋ねしたら、本来は武智さんが今話された課題の解決にこそこの集落活動センターの支援制度を活用していただきたいので、どうぞ進めてみてくださいと、こういうお話を伺いました。総務課長にお伺いいたしますけど、この集落とか地域の課題というのは行政の各課に関係していますので、地方創生戦略などでは横串を刺した話も進めておられると思いますが、この集落活動センターの支援制度を活用してこういう地域課題を解決すべきじゃないかというようなテーマの議論をしたことがあるのか、これまでの状況をお伺いいたします。

議長（寺村晃幸君）織田総務課長。

総務課長（織田誠君）武智議員に御答弁申し上げます。確かに、地域の中のことについては当然いろいろ縦割りはなっております。区長連合協議会とか集落整備事業は総務課、集落活動センター、地域支援員は企画課、公民館活動は教育委員会、地域包括ケアシステムは住民課、保健福祉課、自主防災組織のことは危機管理課、耕作放棄地、有害鳥獣のことは産業課、山林の荒廃とか道路関係は建設課、飲料水関係のことは環境水道課と、そういったことになっております。正直、具体的にこの地域というか集落の疲弊について、集落活動センター的な役割について横断的にまだ話し合っている、議論をしている経緯は今のところ、今はございません。以上でございます。

議長（寺村晃幸君）4番、武智龍議員。

4番（武智龍君）先ほど、これは町長の話から総務課長の話もあったと思いますが、今度の区長会で意見を聞きたいということでございますが、

聞いたときに、役場の側から仮説というか、こういうことはできませんかと、役場としてはできるならこういうことをしたいですがという考えを示さない結論に導けんですよ。この間野老山で会をしたらしいですけど、何しに来たか全然わからなかったと、こういうことのために今日の会をしたいということが伝わってなかったみたいですね。なので、やっぱり役場、今課では話したことがないと、この件についてですよ。地域課題を解決するためにこの制度を使ったらどうかという議論はまだしたことないと言われたので、時間はないかもしれませんが、区長会までにですね、そういう意見を出しておれば、ほかの課の課長も認識は同じですよ。ですので、まず一番は区長会でこういう課題がいっぱい出てきたが、これをこういうふうなことで解決したいというふうにまず示すということが大事。示すに当たっては、町の考えをまとめることが真っ先であろうと思います。そこで、これ私の意見ですので、そういうことを制度の見直しも含めた区長連合会での話というものを9月には間に合わんかもしれませんが、次の会に向けてまでとか、次の会にはこんなことをしたいという予告をするのも大事ですよ、その気にさせていかないかんから。そういう考えがあるか、ないかお伺いいたします。

議長（寺村晃幸君）織田総務課長。

総務課長（織田誠君）武智議員にお答えします。

町の考え方を示したいとは考えております。確かに、意見だけ聞いて、そうしたらこれどうするつもりやとか、これはほんならどう考えちゃうやというところ、ただ困り事だけ聞いても、それはただ意見を聞くだけで終わってしまう可能性は十分あります。町としては、そこをどういうふうにしていくのかというところをこういうことでやったら、この地区はいいのか、この地区には合うのか、合わないのか、これが町全体で合うのか、その辺もわかりますし、いろんな事業とかいろんな分野でどこがこの地区では一番困っているのか、そういうこともわかるようなアンケートというか、そういうものをつくって行って意見を聞きたいと思っております。9月27日が秋季の区長会の総会でございます。当然、そこにはもし仮にそこまででき上がれば、そこで示してお渡しできるようにしたいとは考えておりますけど、間に合わなければ今度、今こういうことを考えておりますと。こういうふうなことも、いよいよ町もきちんと真剣に考えておりますので、皆さんの意見で町としてはこういうことの方でというようなどころまで予告もして、今度来年の春の総会ではそれをもっと具体的にというようなことで、間に合わなければそういう方向でもとは思っております。以上でございます。

議長（寺村晃幸君）小田町長。

町長（小田保行君）武智議員に私のほうからもお答えをしておきたいんですが、集落活動センター、県のこの資料、これまでも区長会に一応おろし

たことはございます。ただ、何をというよく分かってない部分があるかと思えます。地区ごとによってですね、やはり差と申しますか、いろんな温度差がありますので、仮にこういうケースであれば、この地域でははまるだろう。けど、こっちではちょっとそれは難しいだろうといろいろあるかと思えます。今、総務課長が申しあげましたように、それぞれ例えば保健、地域包括ケアのことであるとかですね、いろんな部署、部署で見ている状況があります。これは、私も、それから議員もですね、十分承知していないこともあろうかと思えますので、やはりこの集落活動センターをそこで立ち上げてもらうように持っていくということは、それぞれの集落の現状というものをきちんと把握した上でですね、持っていかないと、まだ私らあに何かやれよということかよととられかねませんので、そこら辺が難しいところだと思います。そういう意味ではですね、9月という話がありましたが、もう少しもんでみたいと思っております。今回の区長会でどれだけの話ができるかわかりませんが、1つの方法としてはですね、私としては集落活動センターという方法があるということは総会のほうで話ができるかと思えます。しかし、個々こういう例が例えばありますと言ったところでなかなかピンとこないかもしれませんので、そこはですね、やはりいろんな方面から十分、分析とまでは言いませんが、やはり状況を把握した上でですね、話を持っていきたいと思っておりますので、私のほうからあえて申し添えておきます。よろしく申し上げます。

議長(寺村晃幸君) 4番、武智龍議員。

4番(武智龍君) 今日集活センターの進め方について余り議論をすると次ができませんので、最後にちょっと私の感想と意見を言って終わりますが、やっぱり今の町長のお話聞いても、そういう努力をされていることは聞いておりますが、やっぱり1つはね、手法の研究が足りない、言い方は悪いけど。いきなりこんな例を言われても、その気になってないところに、物が欲しいと思っていないのに、この車安いですよと言っても要りません。車が壊れかかったが何かかえたいと、そのときに軽なのか、普通車なのかっていうのを聞かぬ、普通車が何ぼ安いといっても要らんわけですから、そこのところを課長、これは説明するのは課長だと思いますので、担当。この間気のついたことですが、横島に行って、大原課長が集活センターの説明を中でしたけれども、私たちに伝わってきたことは施設のことしかなかった。何のためにやってるかっていう話のもとになかったから、あの施設がどうかっていうのがわからんよ。県の人も言っていました。48できた中で、ほとんどは喫茶とレストランと宿泊と。でも、それだけじゃないですよ。それをなぜやりゆかというところをもっと地域の方には理解してもらいたいですよというところですよ。ですので、区長さんにおろすときも、いきなり集活センターの事例とかこんな制度を言うよりは、最後1枚だけ見せたらいいと思います、もし説明するやったら。皆さんがお困りのことを解決する手法がありますが、その会議の話のテーブルに乗ってくれませんか先やないかなというふうに思いますので、申し添えておきます。では、次の避難対策について……。

議長（寺村晃幸君）武智議員、ちょっと。今、武智議員の質問中やけど、ここで10分間ぐらい休憩したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）それでは、10分間休憩します。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時40分

議長（寺村晃幸君）それでは、再開します。引き続き武智龍議員の一般質問を続行します。4番、武智龍議員。

4番（武智龍君）ちょっと補足をさせていただきます。先ほど一番先に産業課長とも議論させてもらった耕作放棄地、後継者対策といったような、後でやる防災も含めてですが、耕作放棄地の活用も含めて、町長と総務課長が区長の集落の維持について今後真剣に取り組んでいくというお話だったので、ここは野老山ですね、例ですけど、こういう耕作放棄地に、野老山に例えば集活センターができて、ここに新しい今の特産品についての作物が植わったと。みんなの協力で植わって、それが販売できるようになったというようなことを想定してやることも、その集活センターのメニューに取り入れられますよという話でこれを使いたかったんですけど、そういうことも含めて、今後お話しをするときは、慌てて集活センターの仕組みを区長さんに説明するよりも一緒に考えていきたいというスタンスで、まず役場の中の各保健福祉課もあれば危機管理課もある、産業課もある、企画課も総務課もと、こういうなところを一緒に勉強して、まず課長がこれは県に聞かなわかりませんという状態よりも、この中でですね、こういうのがありますよ。シェアオフィスも構んと、こういうふうになります。これは、集活センターをやる場合のメニューなんですけど、そのもとは国の補助事業なんですけど、単独でやるとこんなことはできんですけど、地域全体でやるやったらこういうことも可能ですから支援をしますと、こういうふうな話だと思うので、ぜひ深く勉強していただいて、梶原を追い越すぐらいにやってもらいたいというふうに思います。

では、次の防災対策について議論したいと思いますが、これには画面はありませんので、明るくしていいです。まず、避難対策についてですね、課長にお伺いしますが、30年度に避難発令といいますか、指示とかというようなものをした状況と、今後についてのお伺いをしたいと思います。最近の台風とか豪雨は、雨の降り方がこれまでと違うために、学校や会社までが早目に休校したり、早目に臨時休業という対応をするようになりました。本町での発令状況はどんな状況かということでございます。また、町外ではですね、行政の指示が出る前に自主避難をする自治会、集落とか自治会と言われてましたが、もありますが、今後自主防災組織とか区長さんなどに対してこの自主避難の勧めというふうなことも考えて



おられるのかお伺いたします。

議長（寺村晃幸君）上田危機管理課長。

危機管理課長（上田和浩君）おはようございます。武智議員にお答えします。現象別の発令状況を言います。まず、台風第7号ですが、気象台より7月3日早朝に土砂災害警戒の大雨警報を発表する予定という連絡が越知町にありました。早朝に避難準備を発令するよりも、明るいうちに避難準備を促すという判断で、7月2日15時30分、町内全域へ避難準備、高齢者等避難開始を発令しました。続いて、気象台より、越知町に土砂災害警戒情報を夜遅くまでに発表する予定という連絡が入りました。土砂災害危険度情報等で地域を判定し、桐見川1区から3区、大平地区に危険性が見られる可能性があるということで、こちらも明るいうちに避難を促すという判断で、7月3日18時20分、桐見川1区から3区、大平地区に避難勧告を発令しました。続いて、気象台より、現在の雨の強さでは越知町に土砂災害警戒情報を発表する見込みはなくなりましたという連絡が入りました。7月4日になって、6時40分、桐見川1区から3区、大平の避難勧告を解除し、避難準備、高齢者等避難開始に切りかえました。最後に、7月4日7時39分に、大雨警報が解除されました。それを見て状況を判断しながら、7月4日14時、町内全域の避難準備、高齢者等避難開始を解除しました。

続いて、7月の豪雨です。西日本豪雨とも言われておりますが、これは台風7号から引き続いてあった現象ですが、まずダムの放流量の増加の予告がありました。それは、最大4,000トンまで増加するという予告でした。それをもって、7月6日8時20分、町内全域へ避難準備、高齢者等避難開始を発令しました。続きまして、7月7日に洪水警報を発表、同じく土砂災害警戒情報が発表されたため、7月7日8時、町内全域に避難勧告を発令しました。そして、7月7日13時57分、洪水警報が解除され、雨量、土砂災害警戒度が少なくなったため、7月7日17時、町内全域の避難勧告を解除し、避難準備、高齢者等避難開始に切りかえました。気象台より土砂災害警戒情報解除及び大雨警報解除の予告があったため、7月8日15時、町内全域の避難準備、高齢者等避難開始を解除しました。

続いて、台風第12号です。気象台より、暴風警報を28日夜遅くまでに、大雨警報を29日未明までに発表する見込みの連絡が入りました。夜遅く避難準備を発令するよりも、明るいうちに避難準備を促すという判断で、7月28日16時、町内全域に避難準備、高齢者等避難開始を発令しました。最終的に、暴風警報は、21時29分に発表されましたが、大雨警報についての発表はありませんでした。続いて、7月29日10時30分、暴風警報が解除されたため、7月29日11時、町内全域の避難準備、高齢者等避難開始を解除しました。

続いて、台風第20号です。暴風警報発表と大雨警報が発表される予告があったため、8月23日10時40分、町内全域へ避難準備、高齢者

等避難開始を発令しました。8月23日20時30分、大雨警報解除、同日23時30分、暴風警報が解除されたため、同日23時35分、町内全域の避難準備、高齢者等避難開始を解除しました。

台風第21号です。この台風は超大型台風で、暴風警報を発表するという予告が気象台よりあったため、9月3日17時45分、町内全域へ避難準備、高齢者等避難開始を発令しました。続いて、9月4日13時45分、暴風警報が解除されたため、町内全域の避難準備、高齢者等避難開始を解除しました。

今現在の発令した避難勧告等は以上です。今後の対応ということですが、気象台及び高知県が発表する情報、警報等発表状況及び予告を含めてですが、あと台風の進路予想、雨量、ダム放流予告、土砂災害危険度情報をもとに発令のタイミングを図っていきたいと思っております。（「課長、自主避難の」の声あり）すいません、自主防災等、区長に自主避難をどういうふうに促すかということですが、まずふだんから広報等を使って、こういう場合には自主避難もという方法もあるということを啓発していきたいと思います。（「現状は」の声あり）現状は、その自主避難については、避難準備、高齢者等避難開始を発令した際に、町内の防災行政無線を使って放送を行います、そのときに自主避難を促す放送も一緒に行っております。以上です。

議長（寺村晃幸君）4番、武智龍議員。

4番（武智龍君）本当に危機管理課はこういう状況のときは寝る間もなく、自分の家庭も顧みずというところがあると思いますので、本当に御苦労でございます。今回は、今年は4回の豪雨、台風に対応されたということですが、まだ気も緩めることができんと思いますけども、少しの間。私のところにはauの携帯持ってるんですけど、一番先に土佐市が入ってきます。その次に日高が入ってきます。お聞きしたいのですが、越知町は町民以外のところに聞こえたりわかるような告知というのはされてないですか。私、土佐市見たとき、何で土佐市が自分の携帯に入ってくるかなと思ったんですけど、土佐市民以外の人も土佐市のどこかにおるかもしれんので、その危険を告知しゅんじゃないかなというふうに思うんですが、町民が佐川におるかもしれんし、町外におるかもしれんですが、そのときに情報が知れるという方法はとっておりますか。

議長（寺村晃幸君）上田危機管理課長。

危機管理課長（上田和浩君）ただいまの質問ですが、越知町のまだ完全に普及はしておりませんが、メール配信システムというものがあまして、町民の方でそれに登録していただくと、携帯電話の電波が届くところであればその情報が入ってくるようにはなります。

議長（寺村晃幸君）4番、武智龍議員。

4 番（武 智 龍 君）登録制ですので、全員に行くわけじゃないですが。私は土佐市の登録してないですが、強制的に入ってきゆかなというふうに思うんですけど。まあ、これはおきます。先ほど4回の台風とかに指示を出したわけですが、そのときの避難所の利用状況というのはどうなっているのでしょうか。避難された方がいるのか、その辺をちょっと簡単をお願いします。

議 長（寺 村 晃 幸 君）上田危機管理課長。

危機管理課長（上田 和浩 君）まず、すいません。利用状況の前に、先ほどのどこにいても情報が入ってくるかということですが、避難準備情報とか警報を発令した場合は、高知県に必ず報告するようになっております。それがメディアと連動しておりますので、テレビですが、テレビの画面にこうということが発令されているということが必ずテロップで流れるようにはなっております。

続きまして、避難所の利用状況ということですが、これも現象別に申し上げますと、まず台風第7号、7月3日ですが、桐見川公民館に1世帯、1人が避難しております。続きまして、7月豪雨、7月7日に片岡集会所に1世帯、2人が自主避難されております。7月7日に、町民会館に1世帯、1人避難されております。台風第20号、8月23日に町民会館に3世帯、4人が避難されております。8月23日から8月24日にかけて、黒瀬集会所に3世帯、3人が自主避難されております。避難者の利用状況は以上です。

議 長（寺 村 晃 幸 君）4番、武智龍議員。

4 番（武 智 龍 君）議長、確認ですけど、9時に始まったが、今、終わりは。

議 長（寺 村 晃 幸 君）11時17分。

4 番（武 智 龍 君）はい。それでは、避難所の設備状況についてお伺いしたいと思います。早目の避難を呼びかけてくれることで、お年寄りなんか非常に慌てずにゆっくり避難ができるということではいいと思いますが、避難所に逆に長く滞在するとなると、食事や排せつ、休養、熱中症対策とかいったようなものもまた新たな課題が発生するのではないかと思います。そこで、一番問題は、お年のいった方は体が不自由な人が多いので、洋式トイレというようなこともあると思います。それから、食事の場合は調理器具とか、それから休む場合はマットとかいうようなことも必要かと思いますが、この辺についてはどういうふうに対応しておりますか。全部でなくてもいいです。

議 長（寺 村 晃 幸 君）上田危機管理課長。

危機管理課長（上田 和浩 君）現在開設している避難所については、施設にある既存の設備を利用して開設しております。今のところ、新たに準備したものはございません。ただ、避難所を開設する場合、町職員が必ずそちらのほうに行って開設するようになっております。マットやライト、アナロ

グ無線機等は、町職員が持参して対応するようにしております。それと、体育館でありますと、かたいという状況があります。それでマット、キャンプ用のマットとかを持っていくわけですが、それで対応できない場合もあるかもしれませんが、できるだけ畳がある場所、校舎とかにはそういう場所も存在しますので、安全性が確認されている場合はそちらのほうに移っていただく等も検討しております。以上です。

議長（寺村晃幸君）4番、武智龍議員。

4番（武智龍君）職員が各地へ行くとなると大変なことだろうと思いますが、今後ですね、この避難所のあり方をちょっと見直したほうがいいんじゃないかと思って御提案をさせていただきます。桐見川地区の区長さんの御意見ですと、桐見川公民館が指定場所になってますが、道中が危ない。それから、人家から離れているので、いざというときの助けも求められんとか、それから1家族行かれたというふうに聞いたんですが、区長さんにその通知も来るので、わしが、あんたんくは危ないけ行っちゃったらどうやと、こう言うても、1人行かすわけにはいかんので、私がついて行かないかんかと。職員が来てくれればいいんですけど、ということで、あそこはなかなか避難所には適切じゃないですよと、こういう話で、次からはもう行くなということも、わしがええ行かんから行くなということも言うたことがあると、こんなことを聞きました。それから、片岡小学校体育館と野老山の体育館も、トイレが仮設の洋式のようにされていますが、便室のサイズが子どもサイズですので、使えんと、大人が。ということで、使いにくいということで、片岡の場合はもう複合集会所のを使ったと。自主避難ですので、そういうふうなことも言われてましたので、そういうことも含めた避難所の見直しというものが必要じゃないかと思いますが、これについてはどうお考えですか。

議長（寺村晃幸君）上田危機管理課長。

危機管理課長（上田和浩君）お答えします。確かに、武智議員が言われるように、今現在、拠点避難所指定しておりますが、ほとんど公民館施設で体育館、校舎とかがあります。トイレ等の問題も、以前からの学校施設を利用しております、なかなか使いづらい状況もあります。特に、桐見川に関しては自分も思いますが、行く道中かなり道路も狭いですし、行くこと自体が危険ではないかとその状況によっては思われることもあります。ただ、桐見川地区は、ほとんどが土砂災とかそういう地区になっておりまして、今ある施設を町として避難所と指定するのは危険だという判断で、今のところ立地的には悪いかもしれませんが、桐見川公民館を指定しておりますが、今後自分もこの施設については検討していきたいと思っております。明治東部公民館ですが、あそこの施設に関しては、一応耐震化が校舎、体育館両方ともされております。当初は体育館を利用しようと思いましたが、状況を見てみて校舎のほうも利用可能ということになりました。あそこには一応畳の部屋もありますので、明治東部公民館については、今後は校舎のほうを優先的に開設していきたいと思っております。あと、トイレの改修ですが、桐見川の公民館については、トイレだけは、

広いとは言えませんが、洋式でなかなか立派なトイレに改修されております。今後はですね、公民館施設ということもありますので、また教育委員会とも協議しながらその辺も進めていくべきではないかとは思いますが、今こうするという考えは具体的には持っておりません。以上です。

議長（寺村晃幸君）4番、武智龍議員。

4番（武智龍君）桐見川という地域を特定してだけではないかと思いますが、桐見川で聞いたことですが、もう一人の区長さんは、わしも今の公民館、もとの学校はなかなか難しいと思っているが、下の谷と西浦の間に前の集会所がカーブの外にありますけど、あそこがもしそういう施設のいいのなら、あっちのほうがもっと安全で使いやすいと、こういうふうなことも言っておられました。もう一人のところは、区長さんはまた別の場所でそういう先ほどちょっと紹介したシェアハウスのようなものができれば、そのほうがもっと利用しやすいのではないかというふうな意見も、話もしたことがありますので、ぜひ最初のこの防災計画を立てたときは、避難所を指定せないかん。そこで今あるものを使うということでやってみて、それはそれでよかったと思います。使ってみて初めてわかった、気づいたこともあると思いますので、今後はその使った人も含め、地域のリーダーの方、自主防災の代表とか区長さんとか含めて考えていただきたいと思いますが、総務課長にもお願いしたいんですけど、先ほどの集落の見直しに当たっても、避難所というのをまずそういう安心して避難できる、そこには設備もあるけど、人もおるような感じやったら一番いいと思います。なかなか年に1回か2回しか使わんとところに畳を敷いちゃってもですね、かびがきたら、行ってみたらかびだらけやったと、こういう管理も大変なので、その辺も含めていろんな知恵を絞っていただきたいと思います。では、これについては終わります。

最後の農業や農産物を守るためにというところに移りたいと思いますが、鳥獣被害対策について課長にお伺いをしたいと思います。まず、農作物を食い荒らすカラス対策などにドローンを導入できませんかというお話でございますが、これまた私が経験をしたから、ちょうどいうわけです、我田引水で言うわけではないですけど、ちょっと暗くしてくれませんか。梨農家というのは、毎年カラスとタヌキとハクビシンの被害に遭って、非常に対策に難儀をしております。今年は、初めてだということを知りましたが、楠神集落の上のほうの梨園へ猿の群れが来て、新たな被害も発生しておると。もうこれには手の打ちようもないというふうに嘆いておりますが、5人の生産者が集中している池ノ窪というところに農地がありますけど、このオダさんが今年ですね、早生梨1本あるんですけど、それ全部、もうほとんど、99%カラスとハクビシンに食われて、自分の口には1個も入らなかったということを言っていました。私も見て、それは全部袋が破けてました。まあ、スクリーンのようにですね、この池ノ窪の梨園では、カラスが嫌うと言われる黄色の肥料袋を破してつるしてありますが、それが効くかどうかというのは、ちょっとそれはわかりませんが、せんよりましだろうということでやっております。やっておりますが、食べごろになると、カラスは賢いので、人のいない時間

帯、早朝とかですね、日の暮れとかに、時間帯を狙ったり、それからこれがない隙間を狙って食い荒らします。ハクビシンは1個全部とりますが、カラスはいろんなのをこづくので、全部が商品価値がなくなるという非常に悩ましいことでございます。私も、昨年从那の耕作放棄寸前の梨園を少しだけ借り受けて栽培に挑戦をしていますが、去年も今年も2本ぐらいその中にある早生梨をほとんどカラスとハクビシンにやられました。そこで、新高梨は何とか守りたいと考えていたときに、この夏に県外にいる兄弟が小型のドローンを持って帰ってきたので、試しにカラスが嫌うといわれるテグス張りを手伝ってもらいました。3人でやりましたが、3時間ぐらいで600メートルの1巻きを張ることができたんですけど、カラスというのは羽を広げると、これがドローンですね。これドローンの作業をしゆとこですけど、カラスは羽を広げると約1メートルぐらいになるそうです。ですから、糸を張るにしてもそれ以下の、大体90センチで張っている人もいますが、で張らな効果がないよということですが、広い畑はとても人力、人手で張るようなことは難しい。困難ですね。ドローンなら非常に、私がやりゆのを見たりして、楽に張れるけいいねと、便利やねという声が出ております。梨組合として、それを導入するとみんなが助かるねという話もあったのですが、有害鳥獣対策というのは、最近丸山へイノシシの柵をみんなが、全員が享受できるように、900メートルぐらい農地の周辺に鉄の柵をやっていただきましたが、あのように園全体へやるのが有効的だと思います。個人の機械というのはなかなか借りにくいし、生産組合で導入しても、使いまわしでは故障の原因になるし、全員が同じ時期に同じ作業をせないかんで、なかなか他人のところへ行ってやる余裕もないというようなことで、出た話がですね、例えばですよ、地域おこし協力隊の隊員さんの協力が得られるようなことができるのであれば、その活動の道具としてこのドローンを購入してもらって、それが活用できれば、梨だけじゃなくてトウモロコシだとかほかの農作物のときも獣害対策に使えるのじゃないかというふうに思いますが、利用価値が高くなると思いますが、これについて検討できないか、お尋ねいたします。

議長（寺村 晃 幸 君）田村産業課長。

産業課長（田村 幸三 君）武智議員に御答弁申し上げます。ドローンの活用ということでございますが、鳥獣対策の協力隊がドローンの活用に注目し、正しく安全に操作ができるようにスペシャリスト育成プログラムに参加しております。操縦技術だけでなく、航空法、道路交通法、民法、電波法などの規制なども勉強しております。先ほど農作業などにドローンを使ってというふうなことでございますが、協力隊が注目しておりますのはですね、鳥獣被害対策に注目しております。猿や鹿の追い払いや個体数の調査などへの活用が期待されており、現在大学や企業などで実験を行っている最中です。ドローンにおいては、近年、年々高性能、低価格の機種が発売されております。近い将来、鳥獣対策に特化した機能やプログラムをされた機種が発売されると思います。現在ではなかなかドローンについても、低価格のものからかなり高いものまでありまして、それによって全

然機能なりが違います。先ほど言いました農作業、物を引っ張るとかですね、そのときにはなかなかどのような機種がいいのかということも選定とかなかなか難しいと思います。現在の機種でどのようなことができるのか、鳥獣対策の協力隊とですね、有効な活用方法について考えていきたいと思います。以上でございます。

議長（寺村晃幸君）4番、武智龍議員。武智議員、あと4分しかない。

4番（武智龍君）ちょっと伝わらなかったと思いますが、農作業とは言うたんですけど、この今画面にあるのはね、10万円ぐらいの小型なものです。たまたま糸を引っ張るだけではできましたので、農作業ではないです。こういう人手で石をくりつけて放ると、こんなことはもう大変な労力なので、空中をすっと持っていったら非常に簡単にいくから、そういうのでここでたまたま意見が出たので、そういうふうなことを言ったので、今の鳥獣の追い払うというような機能のついた、何とかカメラのついたやつは、それはちょっと金額がまた全然違い、ランクが違うので、そういうふうなものを導入すれば、それはまた広範囲に使えると思いますが、またぜひ研究をしていただけたらと思います。それでは、以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

議長（寺村晃幸君）以上で、4番、武智龍議員の一般質問を終わります。

お諮りします。これより午後1時まで休憩したいと思います。御異議ありませんか。（「異議なし。」の声あり）それでは、午後1時まで休憩します。

休 憩 午前11時14分

再 開 午後 1時00分

議長（寺村晃幸君）再開します。

続いて、1番、箭野久美議員の一般質問を許します。1番、箭野久美議員。

1番（箭野久美君）議長に許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。新人でありまして、今回が初の一般質問となります。とても緊張しております。すいません。不手際あるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

さて、1の防災対策について質問させていただく前に、今夏連続的に起こっている自然災害でお亡くなりになった皆様の御冥福をお祈りいたし

ますとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。

さて、今年6月に発生した大阪府北部地震において、ブロック塀の倒壊により2名の命が失われました。また、災害時には倒れた塀等が道路をふさぎ、避難や救助活動に支障を来すことも懸念されております。ゆえに、危険と思われるブロック塀等の撤去は緊急課題の1つであり、補助制度も設けられております。既にそれを利用し、改修されている方々もいらっしゃいますが、いまだよく知らない方も多くおります。私が女川地区でちょっと地域を防災関係で見回ったときに、自宅の塀がちょっとこれは危険であろうかと思われる。何か補助金制度があると聞いたこともあるんだけど、詳しいことが分からないというふうな方もいらっしゃいました。そこで、このような補助制度がどのような形で支払いなどができるか、詳しいことがやっぱり町民に広く知ってもらえるためにどのような対策をとっているのか質問いたします。

議長（寺村晃幸君）上田危機管理課長。

危機管理課長（上田和浩君）箭野議員にお答えします。ブロック塀の補助金制度ですが、周知する方法は、現在は広報おち、町ホームページに掲載しております。耐震診断の個別訪問のときにも説明しております。また、防災訓練などのときにも一言言うようにはしております。現状はそういうことです。

議長（寺村晃幸君）1番、箭野久美議員。

1番（箭野久美君）大体その広報においてということはよくあるんですが、割と文字が小さかったりですとかちょっとよく読めないことも多いので、例えば自治会で回覧板で大きく詳しく書いたものを回すなどという方法も1つあるのではないかと思いますので、そういうチラシ的なものもつくっていただいたらいいのかなと思いますので、またそこを検討してほしいと思います。

次に、防災時協定井戸についてですが、危機管理課なり町の職員の皆様は、この防災井戸について情報を持っているのか。また、持っていたとしたら、それはいつから持っているのかお伺いいたします。

議長（寺村晃幸君）上田危機管理課長。

危機管理課長（上田和浩君）お答えします。災害時協力井戸ですが、箭野議員に質問があるまで私の部署ではこの件に関しては知りませんでした。ほかの部署も、この災害時協力井戸っていうのを聞いたということは聞いておりません。

議長（寺村晃幸君）1番、箭野久美議員。

1番（箭野久美君）実は、この災害協定井戸、もしくは防災協力井戸というものができる経緯については、阪神大震災のときに水道が断水して、消



火活動とかにすごく被害があったということで、超党派の議員立法でこれができるようです。これは、私も内閣のホームページとかで調べたんですが、最近ですけれども、ここ10年ぐらいの間に防災士の認定なんかいろいろやっておりますし、そんなところではこの井戸のことも出てきております。実は、全国のさく井協会ですか、井戸を掘る協会なんかが東北の震災の後にも井戸を調べたようですが、井戸は災害に強いということが分かっておるようでございます。そして、くしくもですね、私がこの通告書を書いてこの役場に持ってきた後、ちょうどNHKでこの井戸のことをやっておりました。東京都の文京区のことを取り上げてやっておりましたが、東京都では新宿区であるとか文京区であるとか、その区によって既に災害協定井戸などやっておりますし、私が近々で調べたところでは、香美市が今年1月に既に補助金制度は終了しておりますが、それで災害時協定井戸、災害時協力井戸の整備をやったようです。それに踏まえまして、井戸がいかに有効であるかということは、この後皆さんに説明することも可能ですが、調べていただいてもわかると思います。そして、地域によっては民間の所有の井戸であったりとか、企業が持っている地下水であったりとか、いろいろ利用はできると思いますが、特に生活用水、それから飲料になるかどうかということ調べることも必要かと思えます。生活用水は、大人1人当たり大体1日250リットルから300リットル要るようです。そのうちの飲料は3リットルほどです。その特に生活用水と言われても、災害が起こった場合、風呂に入るなどということはなかなかないかとも思いますが、初期消火という面では非常に重要かと思えます。この話を自治会でちょっとしたときには、飲み水だけ思われたかもしれませんが、ちょっと山のほうに行ったらわき水があるよみたいな話をされますが、わき水くんできて消火ということにはならないと思うので、やはり越知町全体で井戸がどこにあるかだとか、それが飲料に適するのかなのか、それからその協力井戸に関しては、その所有者の賛同が要ります。そのための整備の補助など、そういうことを行政で考えていただきたいと思っているのですが、その旨、整備に関してですね、危機管理課、もしくは町長にお答えをいただきたいと思えます。

（「小休をお願いします。」の声あり）

議長（寺村晃幸君）休憩します。

休憩 午後 1時08分

再開 午後 1時09分

議長（寺村晃幸君）再開します。上田危機管理課長。

危機管理課長（上田 和浩 君）ただいまの質問にお答えします。私も、先日の北海道地震のニュースの際に井戸水を利用している場面を拝見しました。災害時の水に関して有効な設備とは思われますので、関係する課と協力して調査研究して、今後町内の井戸に関しても町全体で調べていきたいとは思っております。

議 長（寺 村 晃 幸 君）小田町長。

町 長（小 田 保 行 君）私も御指名いただきましたので、少しお話をさせていただきます。井戸がですね、町内にどれだけあるのかということがまずあるかと思います。今ちょっと確認しましたら、水道課長も以前、随分前の話ですが、幾つか井戸水、井戸を使っている家があったようですが、今現状は把握できてませんので、そこはちょっと調査する必要があるかと思います。それと、あとは飲料水については、水質のこともあると思いますし、そこも1つ課題だと思います。それと、消火用の水についてはですね、今町内にも防火水槽幾つかやっております、それが耐震化されておるのかというようなこともあってですね、これまでも防火水槽の整備をする中で、更新時には耐震性を持ったものということでやっております。そのほか消火栓も構えておりますけども、それが順次整備をしていきますけども、地震がいつ起こるかわからないという中で、その際に井戸というものも有効かもしれませんが、そこら辺はちょっと時間をいただいて調べてみたいと思います。それと、消火の話でありましたけど、防火水槽につきましては、住民の方もですね、消火栓がどこにあるかというのを知らないケースもありますので、その啓発についても自主防災組織を通じてですね、お話もする必要があるかと思いますが、今のところ消防団は把握をしておりますが、地域の方が不安に思う場合もあるかと思うので、ぜひこの機会にそういったお話のときには防火水槽、防火栓の位置とかですね、そういったお話もぜひ住民の方にもお話をさせていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長（寺 村 晃 幸 君）1番、箭野久美議員。

1 番（箭 野 久 美 君）担当課長、町長、御答弁ありがとうございます。1区女川地区ではですね、防災マップのなりかけですけれども、防火水についてはどこにあるかということは把握はしてるんですが、実はけどあれ、普通に町民があけて使えませんかということがあるので、できれば井戸だと簡単に使えるということもありますし、井戸もピンからキリまでありまして、手動のものからモーター、それからハイブリッドで太陽光を使ってくみ上げるなどいろんなものがあって、それは金額などが違いますが、その調べるに当たっても、行政にお任せではなくて、自主防災組織であるとか自治会にも割り振っていただいて、皆で協力し合ってできるだけ早く整備をできるようにやっていきたいと思っておりますので、そこら辺の検討もよろしくお願いたします。

次にいきます。交通安全というふうに書いてありますが、私が懸念しておりますのは自転車の乗り方についてです。最近では、2人乗りの自転車も高知県で認可されました。自転車人口は増えております。サイクリングであったりとかっていうことで、スポーツ自転車に乗っている方も多いです。町内においては、通勤・通学、それからお買い物などで自転車に乗る方が多くおられますが、その交通マナーがですね、余りいいとは言えませんし、あと自転車が加害者となるような重大な死亡事故もよそでは起きております。自転車も車両の一部であって、車であればライセンス、免許などの更新とかで勉強することもあります。自転車に関しては余りそういうふうなルールはありません。小学生や中学生などは、教育機関において指導されているとは思いますが、必ずしもそれが浸透しているとも思えません。また、大人であっても、過去に習ったようなことを実践しているような自転車の乗り方をしている人はまずおりません。実際、私自身も自転車に乗るとき、例えば右に曲がるときに右手を出すだとか、左に曲がるときにこういうふうに右を曲げるとかっていうふうな乗り方をしておりません。まして、ルールによって歩道があるところで自転車のマークがあれば、そこは自転車が走ってもいいとかというルールありますが、本来は自転車は車道を走るものであるとかっていうことも、危険であるのではなかなかそういうことは推奨できませんが、交通規則が守られているとは思いません。実際、ひやりとした経験が皆さんおありではないでしょうか。特に小・中学生の、これ限定して悪いんですが、男の子たちが三、四人集団になると、かなり危険な運転をしております。お年寄りについても、やはりちょっと危険な乗り方をされる方がおります。ここで提案なんです。地域ですけれども、町一斉には無理だと思うんですが、大人も子どもと一緒に交通安全を学ぶ、特に自転車の乗り方についてですが、そういう機会を設けてルールをマナーアップですか、ルールを守ってマナーをアップさせるような講習を開くことはできないかということです。その際、講習を受けた方には、例えばよこジローのステッカーを自転車に張るだとかって感じで、みんなが、越知町全体が安全運転できるような意識を持つことで、例えば子どもたちが危険な走行をしているときに注意もできていくのではないかと考えますが、それに対して関係課長の御答弁をいただきたいと思っております。

議長（寺村晃幸君）山中教育長。

教育長（山中弘孝君）1番、箭野議員に御答弁申し上げます。まず、子どもたちの交通安全についてでございますが、議員御指摘の点が見られるということは非常に残念に思っているところです。教育委員会としましては、まず保育園、幼稚園につきましては、5月ごろに3歳から5歳までにビデオによる学習とか、それから園庭で横断歩道を渡る練習、それから警察署による講話を行っております。それから、小学校におきましては、毎年4月に佐川警察署の指導のもとに交通安全教室、特に自転車について行っております。1年生、2年生につきましては自転車にまだ乗らないので、役場の前で交通安全教室を開催をしております。自転車につきましては、今申し上げましたが、3年生から6年生が校庭で行っております。

また、3年生につきましては、越知スズキに自転車の点検を行っていただいております。中学校でございますが、中学校では自転車の安全で正しい乗り方、それから交通事故の加害者と被害者ということで、それをテーマに交通安全教室を行っております。スマホとか携帯等のながら運転というのは余り見られておりませんが、今御指摘のあられたように、そういったマナーが悪いというところがございますので、今後におきましてはさらに小学校からの交通安全教室の充実を図ってまいりたいというふうに思っております。それから、高齢者等につきましては、いきいき長生き学園等で道交法が改正になったときとか、そういったときには開催をしておりますが、常時の講座では行っておりませんので、そういうことが時々必要かなというふうに思っているところでございます。教育委員会としましては、まずは小学校、中学校からの交通安全教育が大事ではないかなというふうに思っているところです。以上です。

議長（寺村晃幸君）1番、箭野久美議員。

1番（箭野久美君）自転車はエネルギー源が人力なので、電気が要ったり、最近は電動の自転車もありますが、災害にも強い乗り物だと思っております。ですから、自転車ということがこの後もどンドンみんなが乗っていくようになると思われまので、越知町発信で交通ルールなり交通安全なりということを推奨していただきたいと存じます。そしてまた、自転車が乗りやすい道づくりということもこれから整備もして行ってほしいと思います。

次に、福祉についてです。まず、お年寄り、高齢者からですね、切実な願いとして、国民年金の受給者でも入れるような高齢者施設というものが欲しいんだという相談を受けました。それ国民年金の受給者なんですが、厚生年金と比べていかに金額、月にいただけるお金が低いかということなんです。40年間丸々納めた場合でも6万4,941円、これは平成28年度の厚生労働省の発表によるものです。大体が平均で5万5,000円ぐらい、国民年金の受給者はそれぐらいの金額です。厚生年金の受給者は、そこでは14万7,000円というふうに出ておりましたが、男女で格差があります。男の方だと16万6,863円、女の方だと10万2,708円というふうに出てました。この段階で既に格差があると。ところが、入れる施設というのは、特別養護老人ホームなどは国民年金の受給の額でも入れますが、いつも満杯状態でなかなか入れないと。民間のところ委託というふうになった場合には、少なくとも月に12万円ぐらいは要るので、厚生年金をもらっている方が何とか入れると。国民年金の場合だと、子どもに負担をかける、もしくは自分の貯蓄を崩していくということなんです。高知県民の貯蓄高というのは決して高くはありません。それは、やっぱり収入も少ないから、それはしょうがないですね。その場合に、お金の切れ目が命の切れ目にはなっちゃいけないので、何か対策を講じなければいけないと。単純な話で何か安く入れる施設をつくれればいいという問題でないことはわかっております。見守りサービス

であったり、地域でできることを模索していかなければならないのですが、放置することはできないと思いますので、何か対策なり考えがあるのかということをお聞きいたします。

議長（寺村晃幸君）井上住民課長。

住民課長（井上昌治君） 箭野議員にお答えいたします。質問のありました年金の受給者が入ることのできる高齢者施設ということですが、まず議員の言われましたように、国民年金の受給額というのは多くても月額で6万円前後であると考えております。このため、おっしゃられたように、現時点で要介護認定を受けた方が入所を検討する高齢者施設は、やはり特別養護老人ホームになるかと思っております。ここです、特別養護老人ホームの入所待機の関係ですが、ちょっと数字を述べさせていただきます。広域議会で示されたようにです、8月1日時点の数字でいいますと、春日荘で待機者が56人、五葉荘で36人、もみじ荘で2人、あがわ荘で15人、計109人となっています。このうちです、重複で施設に入所を出している方がおりますので、実人数的には69人、うち越知町の待機者は19人というところで聞いております。この中でもです、入所の順番が来たとしても、入院中であつたりとか辞退する方もおると聞いております。このことからです、要介護認定を受けた方であれば、仁淀川町になりますが、もみじ荘、あがわ荘であればです、待機の時間が少なく、少し待てば入所できる状態にはあるかと思っております。実際、入所を待つという方に関しましては、ショートステイ等の在宅サービス等の利用も今現在行っておるところでございます。なおです、越知の五葉荘のほうには養護老人ホームというのもございます。少し説明しておきますと、この養護老人ホームの対象者は、介護が必要であります、比較的自立をしている方。自立をしている高齢者の方で、生活困窮者など、在宅での生活が困難な方を保護するという施設になっております。であるため、入所には一定の条件があるという形になっております。そのため、要介護認定を受けていない元気な高齢者の方となるとです、有料老人ホームやサービスつきの高齢者住宅、シルバーマンションなどの利用が挙げられますが、先ほども出てたかもしれませんが、費用についてはどうしても高額になるため、国民年金の受給者の方では入所が厳しい施設になるかと思っております。しかしながらです、今は元気な高齢者の方でも、将来の不安から施設入所の相談を受けることがございます。現在です、元気な高齢者の方に関しましては、高知県も掲げております日本一の健康長寿県構想という計画に基づきまして、住みなれた地域で生活ができるよう在宅の福祉サービスを充実し、本人や家族の負担を軽減する自立の支援、重度化防止という取り組みを行っております。このことについては、あわせて越知町では保健福祉の便利手帳、御覧になられたかもしれませんが、おち帖というのを発行しまして、サービスや相談窓口の啓発も行っております。このような形でです、基本、在宅のサービスを中心としてです、元気な高齢者の方にはサービスを充実させるということをお進めしていく必要があるかとも感じますが、まずはです、先ほどの施設入所

とかいう部分のニーズ等も確認は把握していきまして、ほかの自治体も参考にしながら研究検討を進めていきたいという形で考えております。以上です。

議長(寺村晃幸君) 1番、箭野久美議員。

1番(箭野久美君) 丁寧な説明をありがとうございました。元気な高齢者に対しての在宅のサービスについて、検討していただくということなので、その旨、本当に元気なお年寄りがますます元気でいられるように、そして安心して暮らせるようなサービスを提供していただきたいと思っております。

では、次にですね、これも高齢者のほうからの要望なんでございますが、これは越知町だけでできるようなことではないと思っております。ごみ処理場の排熱を利用して温浴施設などできないかというふうに問われました。既にごみ処理場がありますので、その排熱を利用して温泉であるとかっていうことができれば、例えば高齢者が大浴場で伸び伸びと入浴することで健康増進につながるとかっていうようないい面がありますが、既に何か予算がついてですね、その焼却炉のほうは改修されているということなのですが、ここで改修されているからといって声をおさめることなく、これから先のことを考えたときにも、越知町、もしくはその近辺の佐川町ですが、こういう近隣の町村でですね、そういう施設を持つことがやはり活性化につながるのではないかと考えております。例えば、若ければいろんなところへ出かけて行って、憩いだとかそういうことを、余暇を楽しむということが出来ますが、やはり遠出が厳しくなってきたお年寄りなどが、やはり老後を近くで楽しめるような施設ってというのがやはりあることが望ましいと考えます。昔は越知にも温泉があったようですが、今はありませんし、観光に力を入れているならば、例えば宮の前に遊びに来た人が帰り温泉に入っていくとか、そこでまた新たな販売ができたりとかっていうふうにいるいろいろな活性化できることも1つあると思っておりますし、その在宅の高齢者であるとかがやはりね、たまには大きなお風呂でっていうことを望んでおります。これがすぐにできることではないとは存じておりますし、メリットばかりではありません。やはり、ここには莫大な費用がかかると思っておりますし、運営に関してもやはりそれなりの費用が要ると思っております。ただ、そこには雇用も発生するであろうし、新たな土地開発が進む可能性もあります。メリットもデメリットも両方ありますが、これはちょっと広域というか、越知だけではないので、佐川なりとか広域で考えていただくことができるのか、将来についての展望ではあります、それについて質問いたします。

議長(寺村晃幸君) 小田町長。

町長(小田保行君) 箭野議員に御答弁を申し上げます。エネルギーを再利用するということについてはですね、私もこれからの時代必要だと思って

おります。それで、この質問の中で高吾北の清掃センターのことだと思うんですけども、少しですね、その能力について説明をさせていただきますが、清掃センターのですね、焼却能力っていうのが1日当たりですね、20トンで8時間稼働しておるようです。現状の能力ではですね、1時間当たり熱量が10万キロカロリーで、温水を4立方メートルで、現状では広域の職員がですね、作業の後、シャワーに使っておる温水ぐらいは使えるということのようです。それでですね、逆にこれを大量の温水にする場合ですね、例えば25度に上昇させるとしたときには14時間を要するようです。今の清掃センターはですね、8時間の稼働ということになってますけど、実質燃やしてエネルギーを出すという時間は6時間だそうです。しかも、今以上の量の温水をつくり、なおかつ温度を上げるとなると、当然焼却能力20トンでは足らんようになります。ざっと計算してもらったんですけども、もしこれを例えば25メートルプールで深さ1メートル、幅5メートルぐらいで仮につくったとすると、今の能力の30倍以上の能力が必要だということで、つまり現状の能力ではですね、温浴施設の利用は不可能ということでありまして。先ほど議員も言われたように、今は古くなってですね、改修作業を順次やっております。それについては、かなり多額の費用もかかっている状況ですので、そういう状況でありますので、あの施設を今の状況で利用するというのはちょっと無理だと思います。お話の中でありました、確かに温泉があつてですね、それを地域の住民の方が利用するというのもいいかと思えます。かつて越知町には銭湯もありました、2件ばあ、なかなか利用者がおらんって、家庭で入りだしてなくなったということがありますし、それと以前、コスモス荘にですね、越知温泉というのがありますが、その温水を買つてですね、コスモスのお風呂を、以前はありましたが、そこに入れてやっておりましたけども、それもちょっと採算が合わなくなってやめたということがあります。ですが、やはり温泉施設が近ごろ注目も浴びてまして、観光客の方の話をですね、今随分ふえてますので聞くと、どうも近くに温泉はないですかというようにお話をいただくようです。それで、新しくできたキャンプ場のほうではですね、吾北のむささび温泉を紹介したり、それからの側ですね、それと仁淀川町のゆの森とを紹介をしておるといふうなことを聞いております。ということはニーズもあるということですが、将来的にですね、そういったことも考えていければとは思ってますけど、御意見についてはですね、十分に理解しておりますけども、現状ではまずは清掃センターはちょっと厳しいということでございます。

議長（寺村晃幸君）1番、箭野久美議員。

- 1番（箭野久美君）町長、丁寧に説明ありがとうございました。そのことについては、相談を受けた高齢者にはそのような旨伝えたいと存じます。あと、蛇足になりますが、越知には何か温泉がわくところがあるというのを聞いたことがあります、何方所か。先ほど、町長もおっしゃられておりましたが、やはり越知町に温泉がそのうちできるほうが望ましいと私も思いますので、ぜひとも、スノーピークだけでなく、越知に温泉があつ

て、越知に観光客が来ると。キャンプ場だけではないっていうふうな感じで越知を、横倉の町を売り出していけたらいいかなと存じます。

最後になりましたが、私、今回初めてですごく緊張しております。もう声も震えて聞き苦しかったとも存じますが、私はやっぱり安心・安全な町づくり、そしてそこに物質面、精神面でも豊かなというものをつけ加えた町づくりということを私の根元に置いていろんな質問を今回させていただきます。そして、要望についても、行政にばかり負担をかけるのではなく、住民にも専門家がおりますし、いろんな意見を出し合えるような、そういう場を私たちが持ってですね、一緒に、行政だけが何かをしなければいけないということではない、ともに協力してこの町を住みやすい町にもっとよりよくしていきたいと存じております。本日はどうもありがとうございました。(拍手)

議長(寺村晃幸君)以上で1番、箭野久美議員の一般質問を終わります。

本定例会に通告のあった一般質問は全て終了しました。

お諮りします。これより1時55分まで休憩したいと思います。御異議ありませんか。(「異議なし」の声あり)御異議なしと認めます。それでは、1時55分まで休憩します。

休 憩 午後 1時38分

再 開 午後 1時55分

#### 議 案 質 疑 (認定第1号～認定第10号、報告第4号～報告第5号)

議長(寺村晃幸君)再開します。これより、須内監査委員にも御出席をいただいております。

日程第2 認定第1号 平成29年度越知町一般会計歳入歳出決算認定についてから、報告第5号 資金不足比率報告書についてまでの12件を一括して議題とし、議案質疑を行います。

議案質疑に入る前に、議長から議員の皆さんに注意といいますか、要請をしておきます。最近、議案質疑において、一般質問のような内容が見受けられます。そこらへんに十分留意をして質疑を行っていただきたいと思います。議員は一般質問において自分の意見を述べる、また、付け加えることはかまいませんが、議案質疑は違いますので、その辺りを十分留意して、簡潔明瞭な質疑をお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。質疑はありませんか。(「ありません」の声あり)



はい、質疑はないということで、質疑なしと認めます。質疑を終結します。

#### 討 論・採 決（認定第1号～認定第10号）

議 長（寺 村 晃 幸 君）日程第3 討論・採決を行います。

認定第1号 平成29年度越知町一般会計歳入歳出決算認定について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。  
はい、挙手全員であります。よって本案は、認定されました。

認定第2号 平成29年度越知町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。  
はい、挙手全員であります。よって本案は、認定されました。

認定第3号 平成29年度越知町水道事業会計決算認定について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。  
はい、挙手全員であります。よって本案は、認定されました。

認定第4号 平成29年度越知町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。  
挙手全員であります。よって本案は、認定されました。

認定第5号 平成29年度越知町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。  
はい、挙手全員であります。よって本案は、認定されました。

認定第6号 平成29年度越知町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。  
はい、挙手全員であります。よって本案は、認定されました。

認定第7号 平成29年度越知町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）  
 討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。  
 はい、挙手全員であります。よって本案は、認定されました。

認定第8号 平成29年度越知町土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）  
 討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。  
 はい、挙手全員であります。よって本案は、認定されました。

認定第9号 平成29年度越知町蚕糸資料館事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）  
 討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。  
 挙手全員であります。よって本案は、認定されました。

認定第10号 平成29年度越知町横倉山自然の森博物館事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）  
 討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。  
 はい、挙手全員であります。よって本案は、認定されました。

報告第4号から報告第5号は議決事件ではありませんので、ここで須内監査委員には退席をしていただきます。どうも御苦労さまでした。  
 お諮りします。これより2時20分まで休憩したいと思います。御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）  
 はい、それでは、2時20分まで休憩いたします。

休 憩 午後 2時04分

再 開 午後 2時20分

#### 議 案 質 疑（議案第50号～議案第61号）

議 長（寺 村 晃 幸 君）再開します。日程第4 議案第50号 越知町課設置条例の一部を改正する条例についてから、議案第61号 平成30年度越知町横倉山自然の森博物館事業特別会計補正予算についてまでの12件を一括して議題とし、議案質疑を行います。質疑はありませんか。

はい、市原議員。

5 番（市原 静子 君）第9款の教育費で一補事28ページをお願いします。図書館費の中で13の委託料になります。54万円で金額は大きくはないのですけれども、越知町民話DVD作成業務について、作ろうと思われた理由っていいですか、内訳と内容とを教えてくださいたいです。

議長（寺村 晃幸 君）はい、谷岡教育次長。

教育次長（谷岡 可唯 君）市原議員にお答えいたします。このDVDの製作につきましては、越知町の「土佐のむかし話」ということで、テレビで放映されたものがございます。それがちょうど、25話の予定で集まりましたので、それにつきまして、一般向け貸し出し、保幼小中への配付ということで購入するものでございます。以上でございます。

議長（寺村 晃幸 君）はい、小田議員。

3 番（小田 範博 君）同じく事項別明細書でございますが、一補事10ページ、2. 1. 1. の9節の旅費でございます。55万円今回補正ということでございますが、行先と行程が決まっておれば、どのような行程で、その目的をお聞きをいたします。

議長（寺村 晃幸 君）はい、織田総務課長。

総務課長（織田 誠 君）小田議員にお答え申し上げます。今回の補正55万につきましては、本来、当初予算で全額計上すべきところを50%で計上しておりました。その残りの、下半期分の出張の見込みについての計上でございます。以上でございます。

議長（寺村 晃幸 君）はい、武智議員。

4 番（武智 龍 君）一般会計の補正予算で、一補事21ページの土木総務費の19、老朽住宅除去事業、ここは2戸というお話がありました、場所とその補助先はどこか。

議長（寺村 晃幸 君）はい、前田建設課長。

建設課長（前田 桂藏 君）お答えします。老朽住宅等除去事業費には当初3件を見込んでおりましたが、まだ場所も確定もしていませんでしたので、1件の予算という措置になっておりました。今回ですね、小日浦、それから今成ですが、要望も出てきておまして、そちらの分の補正になっております。補助先はですね、その所有者の方に補助をするという形のものでございます。以上です。

議長（寺村 晃幸 君）はい、武智議員。

4 番（武智 龍 君）一般質問にならんように言います。女川でこの間壊しゆところがあってですよ、その1件やと思いますが、あれは町がやりゆ

けえわねえというふうに分かれたけど、線引きというのが非常に分かんので、今回、ちょっとだけ、どういう条件のものがこういう補助金の対象になるかと。基本的には個人が壊すのが基本やと思うんですけど、そこだけお願いします。

議長（寺村晃幸君）はい、前田建設課長。

建設課長（前田桂藏君）この補助事業の対象になりますのは、現場に出てですね、要望があった所に出まして、老朽化の度合いを判定します。10点満点でございまして、※10点を超えるものということになりますが、主に棟が、棟って言いますかね、梁か、屋根の所が陥没したりですね、外の壁が穴が開いちゅう。それから、柱が基礎と分離してシロアリに食われちゅうとかですね、そういうことがあれば、10点以上になることになると思います。これは、国の方も示された選定の方法で行っております。以上でございます。

議長（寺村晃幸君）はい、武智議員。

4番（武智龍君）もうちょっと、納得するまでかまんか。なんぼそれでも、周囲に支障がなかったら、本人が壊すのが基本と思うんですけど。例えば、通学路に面しちゅうけ怖いとか、なんかそういうものが、基準というのがあるんじゃないかなと想像するんですけど、他に基準の要件はないがですかね。

議長（寺村晃幸君）前田建設課長。

建設課長（前田桂藏君）申し訳ございません。説明が抜かっておりましたが、緊急避難道とかですね、通常人が行き来する道沿い、または家が密集しておるということで、その倒壊によって隣の家に影響を及ぼすというふうなところが対象になっております。以上でございます。

議長（寺村晃幸君）はい、小田議員。

3番（小田範博君）同じく事項別明細書でございますが、一補事16ページです。3.2.1の11節、ここに賄材料費として365万1千円を計上しておりますが、どのような事業を行って、対象人員がどれくらいになるのかをお聞きをいたします。

議長（寺村晃幸君）はい、谷岡教育次長。

教育次長（谷岡可唯君）小田議員に御答弁申し上げます。この賄材料費につきましては、保育園の給食ということになります。すいません、ちょっと人数について、今ちょっと把握してないんですが・・（「保育全員やったら113人って聞いた」の声あり）すいません。

※ 3-48に訂正発言あり

（「これ、下半期の分ということか」の声あり）そうです。（「当初に半分取っちゃって、後に半分という意味」の声あり）そうです。（「ほんなら、分かった」の声あり）

議長（寺村晃幸君）はい、武智議員。

4番（武智龍君）一補事20ページの観光費の中で、使用料、67万9千円の内、土地借上料。大きいか小さいか分かりませんが、月に割ったら6万弱というふうな感じもしますが、どこへ何の目的で、どれくらいの広さのものを払うのですかね。

議長（寺村晃幸君）はい、大原企画課長。

企画課長（大原範朗君）はい、武智議員に御答弁申し上げます。土地借上料61万5千円の内、60万円は楠神の盛土の仮置場を当初で上げておりました、下半期分になります。当初は9月までで終わる、スノーピークの宮の前の盛土の借置場でしたので、前期で終わる可能性もあるということで、予算を取ってましたが、ちょっとまだかかりますので、後期分を取っております。以上です。

議長（寺村晃幸君）10番、山橋議員。

10番（山橋正男君）一補事9ページ、弁護士顧問料15万円でございます。おそらく当初に30万か20万ですか、載ってたんですけど、この顧問料はどういうことですか、説明を求めます。

議長（寺村晃幸君）はい、織田総務課長。

総務課長（織田誠君）山橋議員にお答え申し上げます。当初予算は15万円計上させていただいておりました。これは10月から3月までの下半期分の15万でございます。以上でございます。

議長（寺村晃幸君）はい、武智議員。

4番（武智龍君）簡補事5ページの水道管理費の工事請負費で柚ノ木配水設備というのがありますが、飲料水はあそこもちょっと、水道がいないとこと、いっているところが同じ集落の中にあっただと思うんですが、これ何軒分、どこの辺までか、全部カバーするのにかちょっとお伺いします。

議長（寺村晃幸君）はい、岡田環境水道課長。

環境水道課長（岡田敬親君）お答えいたします、これは柚ノ木の上地区で、一番上には2世帯ございまして、その下に、ちょっと離れたところに5世帯あります。5世帯の6人に給水をするものでございます。

議長（寺村晃幸君）はい、4番、武智議員。

4番（武智龍君）下の方にも家がありますが、今後そういう順次やる計画ですか。要望があるからやったんですか、要望がないからしないのですか。

議長（寺村晃幸君）岡田環境水道課長。

環境水道課長（岡田敬親君）柚ノ木の下地区は比較的水源に恵まれておるといことで、直ちに困窮しているということではございません。いわゆる中地区においては冬季に全く水がないということで、今回事業を実施するものでございます。以上です。

議長（寺村晃幸君）はい、4番、高橋議員。

6番（高橋丈一君）一補事30ページの上のはしですが、現年農業用施設災害復旧工事の内訳を。

議長（寺村晃幸君）はい、前田建設課長。

建設課長（前田桂藏君）高橋議員にお答えします。今回の台風でですね、被災を受けました柚ノ木、それと後山、それと深瀬のですね、災害3件に対する補正でございます。農道債の補正でございます。内訳は農道日裏線、後山でございますが、工事費で8千万。それから、柚ノ木線で7千万。それと、深瀬の和田ノナロ2号線で1,500万、これ工事費でございますが、あと、事務費を計上しております。以上でございます。

議長（寺村晃幸君）はい、高橋議員。

6番（高橋丈一君）一補事22ページの下の方の町道西ノ芝4号線改良交付金概略設計ですけど、これの内訳をお願いいたします。

議長（寺村晃幸君）はい、前田建設課長。

建設課長（前田桂藏君）高橋議員にお答えします。町道西ノ芝4号線は高橋議員の方から一般質問でございました6区の町の共有地に隣接する町道でございます。今の計画の延長が約80メートル。南の入口から北方向へ行きまして、6区の住宅から入っている道と交差をしている交差点がございますが、その間の概略設計でございます。内容的には平面にですね、線形を入れて、あと、用地、また、建物等をですね、検討しながら用地の取得面積とか建物の補償等の検討材料にするものでございます。また、概略設計、概略事業費の算定にも利用できるようにしたいと思っております。以上でございます。

議長（寺村晃幸君）はい、武智議員。

4番（武智龍君）すいません、先ほどの柚ノ木の水道の関係ですがちょっと抜かっておりましたので。あそこはなかなか、非常に、前から、当初

から話がまとまりにくい地区と聞いていたんですが、今回も一部になるわけですけど、集落での合意形成はできているんですかね。私たちに会ったときは聞かれるので、やっぱりそういうところはちゃんとしちよかないかんと思います。

議長（寺村晃幸君）はい、岡田環境水道課長。

環境水道課長（岡田敬親君）まず、初めにですね、区長さんが来庁されて事情を説明されて、その後に区長さんからの要望書ということで、関係者全員の署名をいただいたうえで事業を進めるようにしております。以上です。

議長（寺村晃幸君）はい、山橋議員。

10番（山橋正男君）一補事12ページでございます。工事請負費、梅ノ森集会所建築工事でございますけど、今回の補正、可決した場合は本年度中に完成ですか。

議長（寺村晃幸君）はい、織田総務課長。

総務課長（織田誠君）はい、山橋議員にお答え申し上げます。梅ノ森集会所は本年度中、31年の3月末までには完成をして、所要の登記手続をして完了をするように考えております。

議長（寺村晃幸君）はい、市原議員。

5番（市原静子君）一番最後の総務費の博補事5になります。一番最後のページです。博物館管理費の中の18、備品購入費で監視カメラ一式（1）になっております。これは一式ですので、一式が40万6千円ですね。これは建物の中なのか、外なのか、ちょっと場所が分からないんですけども、1個で安全が保たれるのかなと思って、ちょっと、その館内には監視カメラというのは今までないんでしょうか。その内訳をお願いします。

議長（寺村晃幸君）谷岡教育次長。

教育次長（谷岡可唯君）市原議員にお答えいたします。監視カメラにつきましては、外部を映している部分のカメラが故障しておりますので、それを買い替える、新しく買い替えるものでございます。以上でございます。

議長（寺村晃幸君）はい、箭野議員。

1番（箭野久美君）一補事12の19ですかね、ふるさと納税大感謝祭出展負担金とありますが、この大感謝祭はいつ、どこであるものですかね。

議長（寺村晃幸君）はい、織田総務課長。

総務課長（織田誠君）箭野議員にお答え申し上げます。11月10日から11日で、横浜で大感謝祭が実施される予定でございます。（「神奈川県横

浜」の声あり) はい、神奈川県横浜市です。以上でございます。

議長(寺村晃幸君) はい、市原議員。

5 番(市原静子君) 第7款の土木費の中で委託料、一番最後の行です。除雪業務。「ページを」の声あり) ごめんなさい、一補事21ページになります。除雪業務の58万9千円になっておりますが、除雪業務っていうのは、これは橋りょうの維持修繕費になっておりますが、雪が積もらないようになってるものなのか、これはちょっと教えていただけますか。雪が降ったときに除雪作業の業務を行うためのこのお金になってるんでしょうか。

議長(寺村晃幸君) 前田建設課長。

建設課長(前田桂藏君) 市原議員に御答弁申し上げます。近年、かなりの、雪が降るときにはですね、豪雪、私たちにとっては豪雪というふうに捉えておりますが、それが山間部、もうほとんどやられますので、その時の対策としてですね、業者に委託をして除雪をしていただくというふうに考えております。降雪時の対策のものでございます。以上でございます。

議長(寺村晃幸君) 他に質疑はありませんか。はい、前田建設課長。

建設課長(前田桂藏君) 一つ訂正をさせていただきたいと思います。武智議員の老朽化住宅等除却の答弁でですね、老朽化の判定を10点以上と申したようでございますが、申し訳ございません、100点以上の間違いで訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

議長(寺村晃幸君) 他に質疑はありませんか。はい、武智議員。

4 番(武智龍君) 質疑ではないですが、今の老朽化の要綱みたいなのは全議員に示してもろうちゃったら、後々現場で処理ができるので、分かりやすいものをまた、いただけるように。

議長(寺村晃幸君) はい、前田建設課長。

建設課長(前田桂藏君) 町のですね、ホームページの条例等の中にですね、要綱の部分もありまして、そちらの方に掲載はさせてもろうてますが、また、必要であればコピーをしてお渡しします。「必要やけ、言うたんじゃけど」の声あり) 分かりました。

議長(寺村晃幸君) 他に質疑はありませんか。「なし」の声あり)。それでは、質疑はないようですので、質疑なしと認めます。質疑を終結します。



討 論・採 決（議案第50号から議案第61号）

議 長（寺 村 晃 幸 君）日程第5 討論・採決を行います。

議案第50号 越知町課設置条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。  
はい、挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

議案第51号 越知町横倉山開発審議会条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。  
はい、挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

議案第52号 越知町お試し住宅条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。  
はい、挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

議案第53号 平成30年度越知町一般会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。  
はい、挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

議案第54号 平成30年度越知町簡易水道事業特別会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。  
はい、挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

議案第55号 平成30年度越知町水道事業特別会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。  
はい、挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

議案第56号 平成30年度越知町下水道事業特別会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

はい、挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

議案第57号 平成30年度越知町国民健康保険事業特別会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

はい、挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

議案第58号 平成30年度越知町介護保険事業特別会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

議案第59号 平成30年度越知町後期高齢者医療特別会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

はい、挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

議案第60号 平成30年度越知町土地取得事業特別会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

はい、挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

議案第61号 平成30年度越知町横倉山自然の森博物館事業特別会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

はい、挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

以上で、本定例会に執行部から上程された議案はすべて終了しました。

#### 議 員 発 議

議 長（寺 村 晃 幸 君）日程第6 発議第3号 県道18号の緊急改良についての要望書の議案が、お手元に配布のとおり、4番 武智龍議員から案をそなえ、所定の賛成者とともに連署して、提出されておりますので、本案を議題とします。

提出者の説明は、案を配付していますので、省略することに御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

はい、御異議なしと認めます。提出者の説明は省略します。

これより質疑に入ります。提出者に対する質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。

採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

はい、挙手全員であります。よって本案は、可決されました。

### 議 員 派 遣

議 長（寺 村 晃 幸 君）日程第7 議員派遣を議題とします。

議員派遣は、配付しました議員派遣計画表のとおりとすることに、御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議員派遣は、配付のとおりと決定いたしました。

### 委員会の閉会中の継続調査

議 長（寺 村 晃 幸 君）日程第8 委員会の閉会中の継続調査を議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長より、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）御異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議 長（寺 村 晃 幸 君）以上をもちまして、本定例会に付議された事件はすべて終了しました。それでは、町長から一言お願いします。はい、小田町長。

町 長（小 田 保 行 君）今議会、新しい体制での初めての議会となりましたが、付議させていただきましたそれぞれの案件につきまして、全員の議員の皆様へ承認、可決をしていただきました。誠にありがとうございました。また、大変貴重な御意見もいただきましたので、予算の執行上はですね、大切な税金でございますので、事業効果を求めてですね、執行してまいりたいと思います。また、なお、今後ともですね、町行政につきまして、

皆様方から御意見をいただき、越知町の発展のために尽くしてまいりたいと思いますので、よろしく願います。本日はありがとうございました。お疲れ様でした。

議長（寺村晃幸君）これにて、平成30年第7回越知町議会定例会を閉会いたします。どうも御苦労さまでした。

閉会 午後 2時55分

上記の会議録の次第は議会事務局職員の記載したもので、その正確であることを証明するためにここに署名する。

越知町議会議長

越知町議会議員

越知町議会議員